

クレモナのリウトブランド 『報復の書』

ヴァイセンブルクのアーダルベルト 『レーギノ年代記続編』——人と作品

三佐川 亮宏

I クレモナのリウトブランド 『報復の書』⁽¹⁾

……見よ！ コンスタンティノープルの皇帝が余に対して使節を派遣するよう書簡で要請しているのだ。精神の堅固さの故にそれをより見事に、弁舌の巧みさの故にそれをより巧みに為し得る者は他にはおらぬ。かの者が如何に容易くギリシア語の教えを飲み干すか、それは余が語るまでもあるまい。かの者は、年端も行かぬ齢で早くもラテン語の教えを飲み干し尽くしたのだから（第六卷三章）。

九四九年、国王を凌ぐ事実上のイタリア王国の支配者たるイヴレリア辺境伯ベレンガリーオは、当時約三〇歳のパヴィーアの助祭リウトブランドについて、その義父に向かってこう褒めそやした。これを伝えるのは、九年後、今や亡命の身となった本人が異郷で筆を

執った『報復の書』である。謙虚さ (*humilitas*) とはおよそ縁のない、むしろ「お喋り好きで饒舌」⁽²⁾、強烈な自己顕示欲に満ち、溢れんばかりの教養と修辞技巧をこれ見よがしに駆使する、中世前期において他に類を見ない程に個性的な人物——その生涯と極めて特異な作品の舞台裏を、以下では垣間見ることとする。

一 リウトブランドとその世界

【パヴィーア時代】

一 リウトブランドの三〇歳頃までのキャリアに関する情報は、自身が『報復の書』に断片的に記した個人史的叙述に尽きる。

生年は九二〇年頃⁽³⁾、生地はランゴバルト王国の旧都パヴィーア⁽⁴⁾と推定される。ランゴバルト人系の生まれであったことは確かだが（第六卷三章）、家門が裕福な遠隔地商人であったのか、パヴィーア宮廷と伝統的に繋がりを有する都市貴族であったのかにつ

いては議論がある⁽⁵⁾。不詳の名の父は、イタリア国王ユーグ（在位九二六―四七年）の使節として九二六／二七年にコンスタンティノーブルに派遣された。「ところが、戻ってから数日を経た後、父は病に罹った。修道院に赴き、聖なる修道士の衣装を身に纏ったのだが、一五日後に亡くなり、まだ幼子であった私を後に遺して主の下へと旅立って行った」（第三卷二四章）。それから程ない九三〇年頃、少年は「その声の甘美な響きの故に、国王ユーグの好意を得ることになった」（第四卷一章）。聖職者としての道に足を踏み入れ、最終的にはパヴィーア司教教会の助祭に叙階された（年次は不明）。なお、実母が再婚した義父も、九四一年に国王の使節としてボスポラス海峡の宮廷に派遣されている（第五卷一四章）。

若き日のリウトブランドが学んだパヴィーアの宮廷学校は、当時ミラノの司教座聖堂付属学校と並んでイタリアで最も高い水準を誇る教養の中心地であった。特に自由七科のうち三学トリウィウム（文法・修辭・弁証）の秀逸さにおいて傑出していた。ヴェルチェッリ司教アットーネ（在位九二四―六四年以前）、ノヴァラのステファノ（九八五年以降歿）、ゲンツォ・イタリクス（九六四／六五年以降歿）といった当代一流の知識人を輩出したことで知られる⁽⁶⁾。そこで、彼がとりわけローマ古典期の文学と熱心に取り組んだことは、『報復の書』の随所に膨大な量の文学作品の知識と技巧的表現が散りばめられていることから解る。

二 人生の大きな転機となったのは、ユーグが事実上失脚し、ライヴァルのイヴレーア辺境伯ベレンガリーオが権力を掌握した九四五年の政変である。両親は、リウトブランドを新たな主人に仕えさせるべく、「莫大な贈り物」を提供した。「かの者は、私をその

秘密の共有者 (*consocius secretorum eius*) にして書簡の署名者 (*signator epistolarum*) に任じた」（第五卷三〇章）。九四九年、ベレンガリーオにそのギリシア語能力を買われたリウトブランドは、二人の父の伝統を継承するかの如く、ビザンツ皇帝コンスタンティノス七世^{レオフィロゲネトス}（在位九〇八年？―五九年）の下に遣わされた。だが、義父は、ベレンガリーオに言葉巧みに騙され、旅費と大量の贈り物の全てを自ら賄う羽目となってしまった（第六卷三、六章）。ともあれ、翌九五〇年春に帰国するまでの滞在中、リウトブランドがコンスタンティノーブル宮廷で極めて好意的な待遇を受けたことは、第六卷五―一〇章において活写されている通りである。

【オットー一世の宮廷での彷徨の日々】

一 リウトブランドが如何なる理由で、今や「暴君」と化したベレンガリーオとその妻、「第二のイゼベル」にして「ラミア」たるウィッラと衝突するに至ったのか（第三卷一章）、その具体的原因は不明である。『報復の書』は、前述第六卷一〇章をもって唐突に中断し、その後の展開を著者自らが語ることはなかったからである。上記のコンスタンティノーブル行の費用負担をめぐり貪欲な主人との間に生じた軋轢か、あるいは反ベレンガリーオ陣営へのリウトブランドの加担が露見したのか……⁽⁷⁾。憶測は尽きないが、ともかく、以後九六一／六二年にクレモナ司教に登位するまでの一〇年間に關しては、史料的には断片的情報しか伝わっていない。

帰国後の九五〇年一月二三日、ユーグの息子で、名目的存在にすぎなかった若き国王ロタリーオ（在位九三一―五〇年）が急死

し、早くも一二月一五日、ベレンガリーオが息子アダルベルトと共に国王位を襲った(在位九五〇―六一一年)。両者による翌九五一年春の寡婦アーデルハイト捕縛事件は、同年夏に始まる東フランク王国王オットー一世(在位九三六―七三年)の第一次イタリア遠征(九五―五二年)を惹起することになった。この遠征は結果的には失敗に終わったが、その事後処理を目的に開催された九五二年八月のアウクスブルクの王国・教会会議の場には、リウトブランドも参加していたと推測される⁸⁾。もっとも、その時、彼がベレンガリーオとオットーのいずれの側の随行者として参加したのかは不明である。オットー宮廷への亡命時期については、研究者の見解が九五―五五年の幅で分かれているからである⁹⁾。

二 確実なのは、九五六年二月にフランクフルトの国王宮廷に到来したコルドバのカリフ、アブド・アッラフマーン三世(在位九二九―六一一年)の使節のエルヴィラ司教レセムンドと、同地で面識を得たことである(序言、第一卷一章)。同時期、ヴェローナ(在位九三―三三―三五、四六―四八年)のみならずリュッティヒの司教座(在位九五三―五五年)を去って再び亡命中のラテール(八八七年頃―九七四年)は、王息でもある大司教ヴィルヘルム(在位九五四―六八年)の庇護を得てマインツに滞在しており、リウトブランドは、同じ「彷徨(peregrinato)」(序言、第三卷一章、第六卷一章)の身に置かれた、この個人的な稀代の知識人と知り合う機会に恵まれたと推定される¹⁰⁾。『報復の書』の執筆に着手したのは二年後の九五八年、場所は同じくフランクフルトである。この間の九五六―五七年には、ヴィルヘルムの義弟のリウドルフのイタリア遠征に随行していた可能性が憶測されている¹¹⁾。

九五九年(?)には、「コンスタンティノールから九〇〇マイル以上離れたバクソス島」に滞在していた(第三卷一章)。大方の研究者が推定するように、オットーの使節としてコンスタンティノール宮廷に派遣されていたとするならば、当時既に国王の篤い信頼を得ていたことの証しとなる。また、九五八―六一一年の間に、パヴィーア出身の助祭は、オットーの宮廷で「復活祭の説教講話」を行っている。近年ビショフによって発見されたテキストは、リウトブランドの巧みな修辞と知性豊かな神学者の側面を物語ると同時に、将来の司教位獲得への期待をも示唆する内容となっている¹²⁾。ただし、「司教登用の前提条件ともいふべき宮廷司祭としてのキャリアは、直接は確認されていない。

三 もっとも、近年フシュナーは、国王・皇帝証書の作成に従事した匿名の書記たちを、テキストの内容、筆跡鑑定、書記のキャリア等を根拠に分析した浩瀚な研究において、リウトブランドの隠された「素顔」に迫っている¹³⁾。それによれば、オットーの三〇点以上の証書の作成に携わった書記 Lindulf¹⁴⁾は、実はリウトブランドであり、九五六年以降宮廷書記としての活動が確認される。九五九―六〇年には、その活動領域が拡大すると同時に宮廷司祭に抜擢され、書記としての活動は司教登位後の九六四年まで続いた。それ故、彼は、故郷を追われて異国の宮廷で孤独に生きた亡命歴史家などでは決してなく、外交官・書記としての奉仕と著述活動を通じて、当代の聖俗有力者(ヴェローナ司教ラテール、ケルン大司教ブルーノ、マインツ大司教ヴィルヘルム等々)と密接な人的ネットワークを取り結ぶことに成功した宮廷の重要なキーパーソンであった、というのである――。ただし、論証上の最も重要な根拠である

筆跡の比定をめぐっては、この分野の権威であるホフマンが相当手厳しい批判を加えており、懐疑的な研究者も少なくない¹⁶⁾。魅力的な所見ではあるが、ここでは判断を留保しておく。

【クレモナ司教リュウトブランド】

一 待望の司教位、しかも故郷のパヴィーア近郊のクレモナの座に拔擢されたのは、オットーの第二次イタリア遠征（九六一～六五年）に随行中の九六一年末か六二年初頭であった¹⁶⁾。皇帝戴冠を前に、オットーは、イタリアのみかビザンツの政情にも精通したラングバルト人の傑出した教養と語学力、それに鋭敏な政治的感覚に信を置いたのであろう。

以後、政治及び外交の檣舞台におけるリュウトブランドの活躍は、一〇年後の死の時まで続くことになる。九六二年二月二日にサン・ピエトロ教会で挙行された皇帝戴冠式にも、参列していたであろう。九六三年夏には、オットーとその戴冠者たる教皇ヨハネス二世（在位九五五―六四年）との間に紛争が勃発する。クレモナ司教は、時に皇帝の使者として¹⁷⁾、あるいはヨハネス罷免を決議したローマ教会会議の場で「ザクセン語」を話すオットーのラテン語通訳として奔走している¹⁸⁾。恐らくは皇帝の委任によって、客観的な教会会議事録の装いの下、皇帝の立場を一方的に正当化する詳細にして傾向的な文書『オットー史』を著したのは、九六四／六五年であったと考えられる¹⁹⁾。アーダルベルト『レーギノ年代記続編』やフロドアル『編年誌』の関連記事と二部類似箇所があるのは、共通の情報源——第二次イタリア遠征を終えて九六五年初に帰還した直後に皇帝周辺で作成された遠征の報告記録？（ドルナ）²⁰⁾

——が存在したためと推定される。もつとも、リュウトブランドが皇帝の権力を教皇と使徒座の上位に置こうとするのに対し、アーダルベルトは、あくまでも教会法上の立場を擁護している点で立場を異にする（リンツェル）²¹⁾。『オットー史』の場合、教会法で綿密に理論武装したヨハネスの対抗教会会議²²⁾（九六四年二月）に対する、皇帝側の反論文書としての性格が投影されているのかもしれない（ブラフマン）²³⁾。同じ九六五年の夏、リュウトブランドは、教皇レオ八世（在位九六三―六五年）の後継者選出の協議のため、再びローマへと派遣されている（『レーギノ年代記続編』同年の項）。

二 その後も、第三次イタリア遠征（九六六―七二年）で到来した皇帝にイタリアで合流している。九六七年四月のラヴェンナの教会会議に参加した他²⁴⁾、降誕祭にサン・ピエトロ教会で挙行されたオットー二世（在位九六七―八三年）の皇帝戴冠式に参列したことも確実である²⁵⁾。その若き皇帝の求婚交渉の使節を率いて、三度目となるビザンツ宮廷に向かったのは、翌九六八年春であった。この最後の大仕事は見事なまでの失敗に終わったのだが、その顛末（及び自己弁護？）については、翌九六九年初の帰国後に著された『コンスタンティノーブル使節記』が雄弁に語っている通りである。同年五月には、皇帝も臨席したローマの教会会議で、ベネヴェント司教区を大司教区へと昇格させた教皇証書に署名者としてその名が見える²⁶⁾。翌九七〇年の三月には、やはり皇帝がパヴィーアからラヴェンナに向かう途次に滞在したフェラーラで、その姿が見出される²⁷⁾。

三 確認される最後の活動の軌跡は、同年四月二〇日に、クレモナ司教区内での所領交換に臨席したことを示す私証書である。次代

の司教オデルリヒ（在位九七二年頃—一〇〇三年）の名が史料に初出するのは、三年後の九七三年三月五日である²⁸。命日は、『死者祈念の書』等に伝えられてはいない。ただし、一二世紀（？）に記された『アメリリア司教聖ヒメリウス移葬記』の叙述から、リウトブランドが九七一年にケルン大司教ゲーロ（在位九六九—七六六年）の率いる求婚使節に随行者として加わっていたが、翌九七二年のイタリア帰還前後の時期に病死した可能性が憶測されている。この使節の成果は、同年四月に、將軍皇帝ヨハネス・ツミスケス（在位九六九—七六六年）の妻の姪テオファースとオットー二世の、ローマにおける結婚式へと結実するのだが、『移葬記』の叙述の真偽の程は定かではない²⁹。

二 『報復の書』の成立過程、各稿本の伝承状況

【成立過程】

第一巻の執筆の契機となったのは、上述のように九五六年二月、フランクフルトでのエルヴィラ司教レセムンドとの出会いである（序言、第一巻一章、第三巻一章）。レセムンドがヒスパニアから到来した理由は、三年前の九五三年、国王オットーがメッツ近郊のゴルツェ修道院の修道士ヨハネス（九〇五年頃—七四年）を、使節としてコルドバのカリフ、アブド・アッラフマーン三世の宮廷に派遣したことに端を発する。ヨハネスが持参した国王親書の一部内容がイスラーム教を侮辱したとして、その撤回を迫られたものの、修道士はこれを頑なに拒否した。このため、アブド・アッラフマーンは、側近のレセムンドをオットーの宮廷に遣わし、事態の改善を要

請したのであった。ヨハネス・レセムンドの使節行については、メッツの聖アルヌルフ修道院長ヨハネスが『ゴルツェ修道院長ヨハネス伝』を主人公の歿後程なくして著している³⁰。リウトブランドは、九四九年にコンスタンティノーブルに派遣された際、同地でヒスパニアから到来したアブド・アッラフマーンの使節と出会った経験がある（第六巻五章）。双方にとつての異郷の地における邂逅で、知識人同士で意気投合するところもあったのかもしれない。もっとも、エルヴィラ司教は同年中に帰国しており、『報復の書』が実際に司教に献呈された痕跡は残されていない。

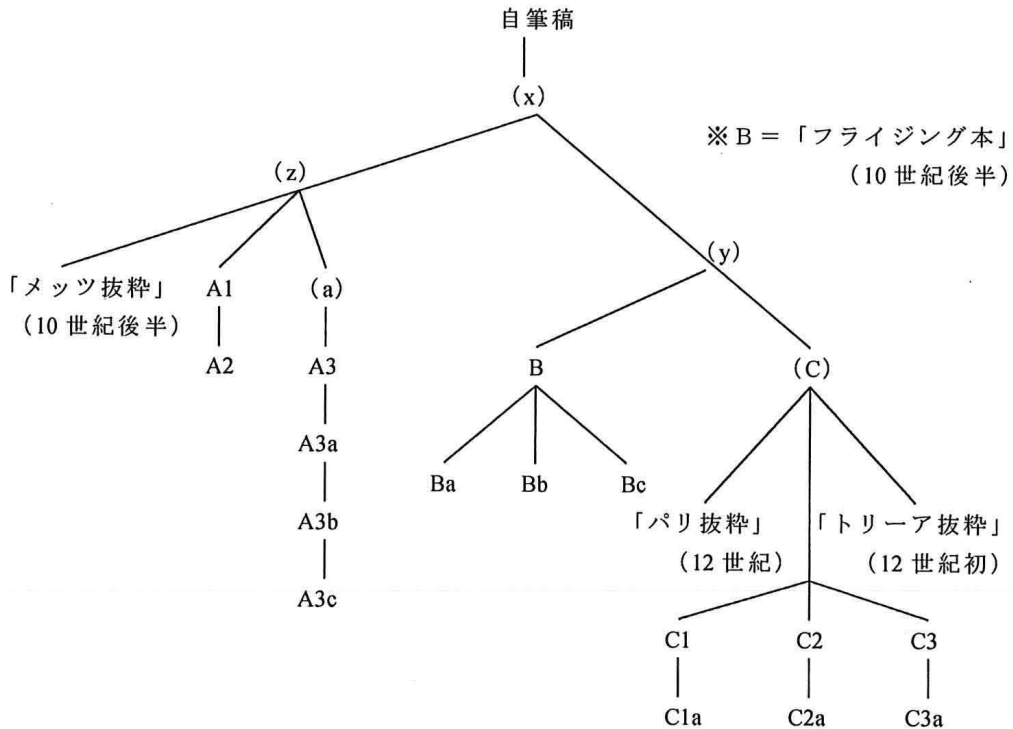
第一巻の執筆開始は、レセムンドとの邂逅から二年後の九五八年、フランクフルトにおいてである（第一巻一章、第二巻一章）。九五九年（？）には、「バクソス島で執筆に勤しんでいる」ことが第三巻一章で言及されている。九五九年一月一日に死去したコンスタンティノス七世ボルフィロゲネトスが、第一—五巻まで存命中とされていることから、遅くとも九六〇年の初頭以前には、第五巻までの執筆を終了していたと考えられる³¹。第六巻では、九六二年二月二日に皇帝に戴冠されたオットーが、「当時は国王、現在は皇帝」（四、六章）と呼ばれており、第六巻の執筆はそれ以降となる。

【各稿本の系譜関係】

一 九八四年、後任司教オデルリヒがクレモナ司教教会所蔵の各種証書・書物を調査した時、リウトブランドの著作はもはやそこには見出されなかった。しかしながら、現在までその存在が確認されている『報復の書』の手書本は二〇点を数える³²。作成時代は、

一〇世紀後半から一二／一三世紀にはほぼ限定される。地域的にはアルプス以北のバイエルン、オーストリア、ベルギー、フランスに集中しており、他方イタリアでは皆無である。もともと、『報復の書』の最古の伝本は、一〇世紀後半のイタリア人二名の手で記されており、フライジング司教教会のコーデックス中に見出される (Freising 188、現在はバイエルン州立図書館所蔵 CIm 6388、四折判第八葉裏―八五葉裏)。なお、同コーデックスには『オットー史』の他、『レーギノ年代記』とアーダルベルトによる『続編』他の作品も併せて収録されている (後述二一頁)。レーギノ写本中の書き込み (一一一葉) から、フライジング司教アブラハム⁽³³⁾ (在位九五七―九三年) の所有であったことが判明している。

二 ゲオルク・H・ペルツによる最初のモヌメンタ版刊本 (一八三九年) の刊行以来今日まで議論されているのは、この「フライジング本」を書き記した二人のイタリア人のうち一人が、果たしてリウトブランド本人であったのか否かという問題である。ペルツは、ギリシア文字による単語表記、ラテン文字への転記トランスクリプトとラテン語翻訳⁽³⁴⁾、語義注釈を全て書き記し、かつテキスト全体に修正・補筆を施した第二の書き手をリウトブランド自身と比定し、各稿本の系譜関係の起点に「フライジング本」を据えた。しかし、自筆稿説は、その後ケーラー (一八八三年) により文献学的観点から批判され、パレオグラフィの側面においてもベッカーにより否定された (一九〇八／一一年)⁽³⁵⁾。ベッカーのモヌメンタ第三版 (一九一五年) では、オリジナルに最も近接してはいるものの、中間段階の一写本の地位に格下げされる結果となった。この否定説は長らくの間通説として妥当し続けたが、それに異議を唱えたのが、



イタリア人中世史家のキエーザである。彼は、ベルツの旧説に復する立場を採り、ブレポルス社の「中世の自筆稿叢書」から「フライジング本」の一部をファクシミリとして刊行し（一九九四年）、次いで最新刊本でその全体像を提示した（一九九八年）。この新たな自筆稿説は、フシュナーの支持を得たが³⁶、しかしながら、批判も極めて根強く、彼の主張は、全面的に受け入れられるには至らなかったと言える。様々な批判点の中でも最も重大なのは、ギリシア語に精通した著者自身が犯すとは到底考えられない程多数の初歩的誤記・誤解が、ギリシア文字表記、ラテン文字への転記とラテン語翻訳中に見出される事実である（ホフマン、二〇〇一年）³⁷。キエーザは、個々の批判に対して繰り返し反論を展開しているが³⁸、「フライジング本」の作成にリウトブランドが直接関与した積極的な証拠を提示することは出来ない。

もつとも、キエーザは、ベッカーが唱えた『報復の書』の段階的成立を容認しているため、ベルツとは異なり「フライジング本」を系譜の起点に据えていない³⁹。他方、キエーザを批判するホフマンも、自筆の是非はともかく、「フライジング本」がリウトブランドの周辺で成立したことは認めている⁴⁰。それ故、ベッカーとキエーザの校訂上の最大の相違点は、B稿とC稿との間の依存関係の有無となるが（後述）、これはテキストの全体像を左右する程の大きな問題ではない。

三 以下ではベッカー版の系譜図に基づき、各稿本の成立事情と系譜関係を紹介することとする⁴¹。

『報復の書』の手書本は三つの系統本に大別される。

リウトブランドは、自身の最初の草稿を周辺の書き手に浄書させ

て（X）を作成した。（X）には、ギリシア文字表記等の誤記・誤解が多々含まれていたが、そのまま残される結果となった。この（X）から、まず写本（Z）が作成された（第一次改訂）。A稿の系統本の内容からすると、それは第五巻の途中で終わっていたと推定される。また、ギリシア文字表記のみで、ラテン文字への転記はなく、ラテン語翻訳は七箇所のみであった。その後リウトブランドは、手元の（X）に種々の改訂を加えた（第二次改訂）。①第一巻四二章の「皇帝ランベルト暗殺事件」の改稿、②第二巻六章の「大司教ハットーの奸計」の追加、③ギリシア文字表記のラテン文字への転記と翻訳の大幅な追加挿入、語義注釈の部分的補足。その後、この改訂稿から写本（Y）が正確に書写され、それはB稿の系統本とC稿の系統本に分枝した。B稿の起点に位置するのが「フライジング本」で、完成稿に最も近接するテキストを提示している。C稿は、読み易さのためにテキストに改変を施している点が特徴的で、B稿とは独立した系統に分類されるが、A稿との決定的相違に比べると、両者間の差異は小さい。第一次改訂と第二次改訂の時期は、前述の成立過程に照らすならば、それぞれ遅くとも九六〇年の初頭以前、九六二年二月以降となる。

【受容史】

一 『報復の書』の手書本は、上述のように現在まで二〇点の存在が確認されている。ちなみに、『オットー史』は七点、『コンスタンティノーブル使節記』は一点（現存せず）にすぎない。イタリアの地で『報復の書』が利用された痕跡は極めて乏しく、ファルファの年代記作者とアンドレア・ダンロー（一三〇七―一三五四年）の『年

代記』の僅かに二例に尽きる⁽⁴²⁾。一〇世紀後半から一二／一三世紀における受容の舞台となったのは、前述のように今日のバイエルン、オーストリア、ベルギー、フランスである。ベツカーによれば、A稿の最も初期の姿を留める「メッツ抜粋」（一〇世紀後半）は、オットー一世の従兄弟のメッツ司教ディートリヒ（在位九六五—八五年）によって、「フライジング本」は、上記フライジング司教アブラハムによって、それぞれイタリアの地からもたらされたと推定される。

二 主としてA稿（七点）はバイエルン・オーストリア、B稿はバイエルン（四点）、C稿（九点）はニーダーロートリンゲンで作成された。

A稿の伝承上の特徴は、上記の他、『オットー史』との組み合わせを欠いており、『報復の書』の初期の姿を伝えていることにある。ティシュラーによれば、写本制作は一二世紀の改革派修道院（ライヒェルスベルク、クロスターノイブルク、ツヴェットル、ハイリゲンクロイツ、ランズホーフエン）のネットワークの枠組みにおいて展開され、その系譜はザルツブルクを経て、レーゲンスブルクまで遡及可能である。さらに伝承の道筋は、同系統の「メッツ抜粋」や『コンスタンティノーブル使節記』の稿本（後述）が由来する一〇世紀後半のゴルツェ改革派運動の人脈へと繋がっていく。すなわち、教会改革を促進したレーゲンスブルク司教ヴォルフガング（在位九七二—九四年）は、同地の聖エメラム修道院にトリーア近郊のゴルツェ派修道院、聖マクシミヌスの修道士ランヴォルト（同九七五—一〇〇〇年）を院長として招聘し、修道院改革を委託した。ロートリンゲンにおける改革派の拠点ゴルツェの修道院長は、

上述のように九五三年にコルドバ宮廷に派遣された経験のあるヨハネス（在位九六七—七四年）で、彼は、エルヴィラ司教レセムンドを介してリウトブランドと接点を有していた⁽⁴³⁾。『ゴルツェ修道院長ヨハネス伝』の編者ヤーコブセンは、『コンスタンティノーブル使節記』が、メッツの聖アルヌルフ修道院長ヨハネスに対し、類似の経験を有するゴルツェ修道院長の伝記執筆の契機を与えた可能性を憶測している⁽⁴⁴⁾。

B稿で目を惹くのは、フライジングのラエヴィン（一一七七年以前歿）による『皇帝フリードリヒ事績録』（一一五八—一〇六〇年成り）での利用である（第三卷四〇（三七）章）。ここでは、第一卷三七章の有名な一節——「イタリア人というものは、一方を他方への脅威によって抑制すべく、常に二人の主人を有することを欲する」——をパラフレーズした上で、ランゴバルト人の事績の著者として、リウトブランドの名が挙げられている⁽⁴⁵⁾。

ニーダーロートリンゲンにおけるC稿の起点となったのは、トリーアであった。失われた『コンスタンティノーブル使節記』の唯一の稿本も、同地の大司教教会に由来すると推定される。一世紀末以降は今日のベルギーの修道院がリウトブランド受容の拠点となった。ジャンブルー修道士のジーゲベルト（一〇三〇年頃—一一二一年）は、『年代記』（一〇八八年頃—一一〇五／一一年頃成立）において『報復の書』を用い、抜粋された箇所は、そこから派生した幾多の年代記へと受け継がれていった⁽⁴⁶⁾。中世盛期・後期のドイツにおいて最も広く普及した、フルトルフ（一一〇三年頃歿）とエツケハルト（一一二六年以降歿）の『年代記』も、ラウバッハ（ロツブ）修道院所蔵の写本を用いて『報復の書』の叙述を取り込んでい

る。

三 中世後期では、公会議時代に活躍したデイートリヒ・フォン・ニーハイム（一三四〇年頃—一四一八年）やニコラウス・クザーヌス（一四〇一—一六四年）による利用が目を惹く。人文主義期の高名な神学者にして書籍蒐集家ヨハネス・トリテミウス（一四六二—一五一六年）は、院長を務めたシュボンハイム修道院のために一世紀初頭のBb稿を獲得しているし、アウクスブルクの人文主義者コンラート・ポイティンガー（一四六五—一五四七年）の蔵書中にも一六世紀の写本Bc稿が見出される。だが、時代は既に活版印刷へと向かっていた。ドミニコ会修道士でフランソワ一世配下のプロワ図書館長ギョーム・プティ（一五二六年歿）がパリで最初に刊行したのは一五一四年、ドイツではルター派の神学教授マルティーン・フレヒト（一四九四—一五五六年）が、ヴィドゥキント『ザクセン人の事績』他の多数の歴史作品と併せて、一五三二年にバーゼルで刊行している。

三 『報復の書』の主要資料

一 ベッカー及びキエーザの両テキスト、それにブラフマンの研究に即するならば、聖書を除く主要資料は次のように整理される。括弧内の数字は利用回数、表記なしは一回のみの利用を意味する。アステリスク（*）は、『報復の書』における直接的引用が確認されている古典文学作品である⁴⁷。

【ラテン語古典文学作品】ウエルギリウス『アエネーイス』*（四九）、『牧歌』（七）、『農耕詩』*（七）。テレンティウス『宦官』*

（一八）、『アンドロス島の女』*（一四）、『兄弟』（四）、『自虐者』*（二）、『ボルミオ』*。キケロー「縁者・友人宛書簡」*（一三）、『カテリリーナ弾劾』*（三）、『スツラ弁護』（二）、『ストア派のパラドックス』*、『友情について』、『トウスクルム荘対談集』、『神々の本性について』、『アカデミカ後書』。ユウエナーリス『諷刺詩』*（二七）。ホラティウス『歌集』*（六）、『諷刺詩』、『書簡詩』。ペルシウス『諷刺詩』*（三）。『クエロルスあるいは黄金の壺』*（三）。オウイディウス『変身物語』（二）、『祭暦』。サルステイウス『カテリリーナ』（二）、『ユグルタ戦争』。ウエゲテイウス・レナトウス『軍事論』*（二）。ドナトウス『大文法学』（二）。プリニウス『博物誌』（二）。マルティアリス『エピグラム』（二）。ルクレティウス『物の本質について』（二）。『カトー語録』*。クルティウス・ルフス『アレクサンドロス大王伝』。スエトニウス『ローマ皇帝伝』。セネカ『パエドラ』。ソリヌス『世界の奇跡』。マクロビウス『サトゥルナリア』。マルティアヌス・カペッラ『フィロロギアとメルクリウスの結婚について』。

【ギリシア語古典文学作品】ホメロス『イリアス』。ルキアーノス『にわとり』*。

【古代・中世のキリスト教・歴史作品】ポエティウス『哲学の慰め』*（一八）。アウグステイヌス『説教集』、『創世記注解』、『神の国』、『アカデミア派駁論』、『旧約聖書説教』。カッシオドルス『教会史三部作』（四）。セヴィーリヤのイシドールス『語源論』（三）。ラクタンティウス『不死鳥』（二）。ヒエロニムス『ガラテヤ人への手紙釈義』、『エウストキウスへの手紙』。トレド大司教エウゲニウス『祈禱歌』。エウセビオス『教会史』。オロシウス『異教徒反駁』。

史』。「教皇シリキウスのタラゴナ司教ヒメリウス宛書簡」。『聖シルス伝』。セドゥリウス『復活祭の讃歌』。ノラ司教パウリーヌス『歌集』。ブルデンティウス『日々の賛歌』。『ペテロ行伝』。『皇帝ペレングァーリオ事績録』。『マルコ行伝』。ヨルダーネス『ゴート人の歴史』。ラテール『序言六卷』。「ランベルトの墓碑銘」。

利用頻度の高いのは、計六三回のウエルギリウスを筆頭に、テレんティウス、キケロー、ユウエナーリスといった世俗的性格を強く帯びた古代ローマ時代の文学作品である。本文中で直接その名を挙げられているのは、ユウエナーリスを除く三名の他には、ウエゲティウス・レナトウス、ボエティウス、ホラティウス、それに当時アルプス以北ではほとんど知られていなかったルキアアノスの四名である。古代・中世のキリスト教・歴史作品の大半は一回のみの利用で、それも修辞技巧の模倣を目的としている。なお、このケースについては、各種の「詞華集 (*Florilegium*)」等經由での間接的利用の可能性が推測される。逆に、個々には挙げられてはいないが、ギリシア語文献関連では、リウトブランドがビザンツの通俗文学や歴史叙述、ギリシア語古典作品の各種の古注(スクリプ)を利用していたことも確認されている⁽⁴⁸⁾。『コンスタンティノーブル使節記』では、当時としては極めて稀なことに、プラトンの『国家』までもが利用されている^(二六節)。

二 コーダーによれば、『報復の書』におけるギリシア語の使用は実に計三五七回に及ぶ。このうち約三分の一の一一八回は、ビザンツ以外の主題、すなわち本来ギリシア語表記を要しない文脈に属しており⁽⁴⁹⁾、著者のペダンチックな性向が数字にも表出している。語学力の修得と文献利用は、九四九年と九五九年(?)の二度

に亘るコンスタンティノーブル滞在の際になされたものと考えられる。前述の第二次改訂時におけるギリシア文字表記のラテン文字への転記(トランスクリプト)と翻訳の大幅な追加挿入等は、想定される読者の語学水準を考慮した結果であろう。なお、リウトブランドが(低地)ドイツ語にも通じていたことは、皇帝オットーの話す「ザクセン語」を彼が通訳としてラテン語に翻訳していることから解る(四頁)。

こうした博識と類い稀な語学能力に加えて、驚嘆に値するのは、優れた記憶に基づくテキストのスタイルの自由な改変、(時に過度なまでの)技巧を凝らした修辭的表現、ボエティウス流の韻律詩(計一四例)と散文とを混合したプロシメトルムによる効果的裝飾等々の練達した表現技法である。さらに、作品の語り手(＝リウトブランド)は、「善」と「悪」(神と悪魔、オットー一世とベレンガリーオ二世等々)を明解に峻別して自らの意図する方向へと読者を誘導するのみではない。時には登場人物や仮想の読者(レセムンド、オットー一世、聖トマス、聖ペテロ)に向かって直接語りかけ、あるいは、登場人物にドラマティックな直接話法で効果的に語らせる。ついには、著者自身が行動主体として作品中に直接登場しさえするのである。こうした躍動感あふれる筆致、「語り」のテクニクの秀逸さは、オットー朝期の他の作品には見出されない、まさに「リウトブランドの世界」であろう⁽⁵⁰⁾。

三 八八八年頃から九五〇年までの歴史を対象とする『報復の書』の主要な資史料は、口頭の情報源である。証書やその他の歴史叙述の直接的利用は確認されていない。作品冒頭では、イシドールスを念頭に置きつつ、エルヴィラ司教をして「伝聞に依拠した疑わしき者としてではなく、目撃者の如く信頼に値する者としての私」

について語らせている（第一巻一章）。同時代史が対象となり始める第四巻の序文では、「これまでの叙述において……私は、それを実際に観察した極めて権威ある方々から聞いたままに記して参りました。これから語られることは、私自身がその場に居た目撃者としての説明になります」と言明する（第四巻一章）。もつとも、「目撃者としての説明」は、未完に終わった本書においては、比較的限られた範囲でしか実現しなかったのだが――。

四 真実を説明すべく、第三者の信頼に値する証言に従うとの言辭や、信憑性についての批判を展開することも稀ではない。「人々が語るところによれば (*ut ferunt*)」、「伝え聞いたところによれば (*ut aunt / dicunt*)」といった慎重な言い回しも頻用される。もつとも、上記の見事なまでの「語り」のテクニクとは裏腹に、「史書」としての『報復の書』に対する多くの研究者の評価は、予想されるようにおしなべてネガティブである。

例えば、戦闘を前に国王アルヌルフ（在位八八七―九九年）やハインリヒ一世（在位九一九―三六年）が、（恐らくは一丁字を識らぬ）兵士たちに向かって行った鼓舞演説中には、地の文章と同じ形式・スタイルでウエルギリウス、オウイディウス、ユウエナーリス等からの修辭的表現が散りばめられ、マールス、ポンペイウス、ユリウス、あるいは冥界を流れるステュクス川まで登場する（第一巻二六章、第二巻二六章）。だが、果たしてそれを額面通りの演説文と信じる読者がいるであろうか。オットー一世もまた、戦勝報告を先延ばしにする使者を叱責する発言の中で次のように格調高い例を引いている。「今この場の人々が汝に期待しているのは、如何にして話すかではなく、何を話すかである。我々が望むのは、農民の素

朴さを楽しむことであって、トゥッリウスの機知を試すことではないのだ」（第四巻三〇章）。国王が批判的に引き合いに出した「トゥッリウス（キケロー）の機知」の文言は、古代ローマの代表的な文法学者・修辭学者ドナトゥス（四世紀）の『大文法学』からの引用である（！）。「善き戦士グイベルトの善き助言と悪しき戦士アルコードの悪しき助言について」（第五巻六章）では、両者による丁々発止の遣り取りの中で、さながら劇中劇の如くテレナイウス『宦官』の登場人物たちの名前が飛び交う。主人のアンスカリーオは、その意味するところを理解出来たのであろうか？ リウトブランドは時に、国王たちの口を通じて自らの博識を誇示すると共に、自身の手で創作した皮肉や諧謔を楽しんでいるかにさえ思われるのである。実際のところ、先に触れた作品冒頭では、「目撃者」としての信憑性に言及する一方、執筆意図を次のように説明していた。「……同じく精神も、アカデメイア派、ペリパトス派、あるいはストア派の学者たちの教説を飽くことなく瞑想ばかりし、喜劇の有益な笑いや勇者たちの愉快な物語で癒さないならば、やがては枯渇してしまうのです」（第一巻一章）。『報復の書』は、果たして「真理」を記録した「史書」なのか、それとも「記憶と愉悦に値する出来事」（第一巻一章）を題材に個人的・主観的に構築された「文学作品」なのか？ その分類が議論となる所以である。

四 『報復の書』の構成と主題

【構成】

一 八八八年頃から九五〇年までの歴史を対象とする『報復の

書』は、基本的に時系列に即して構成される。時に話題が脇道に逸れた場合には、「再び本筋に戻ることとする」という読者へのお詫びが付される。ただ、それにしても、クロノロジーに関しては大ま

東フランク	イタリア	ビザンツ
第1巻13章 888～899年	→ 第1巻14章～44章 888～898年 (ローマ教皇史：891～911年)	↖ 第1巻6章～12章 886～912年
第2巻1章～31章 899～933(936)年	→ 第2巻32章～第4巻14章 900～937年 (ローマ教皇史：914～936年)	⇒ (第3巻23章～38章) 912～931(944)年
第4巻15章～第5巻1章 936～939年	→ 第5巻2章～第6巻4章 939～950年	⇒ (第5巻20章～25章) 944～945年 第6巻5章～10章 949～950年

かなイメージしか抱いていなかったようで、細部では順序の誤りや混乱などがかなり見られる(例えば、第一巻二五章以下、第二巻三五章以下)。西暦の年次が明記されるのは、故郷パヴィーアの大

火を唱った第三巻三章の一箇所のみである。
各巻の編成にも論理的一貫性は見出し難い。第一、二巻は、皇帝ランベルト(在位八九二―九八年)ないしベレンガリーリオ一世(在位九一五―二四年)の非業の最期をもって結ばれる。第三巻は、リウトブランドがイタリア国王ユーグの宮廷で直接見聞し始める以前の九二〇年代半ばから三〇年代半ばまでの歴史が綴られ、ヴェローナ司教ラテールへの讃辞で締め括られる。第四巻は、東フランク国王オットー一世による相次ぐ叛乱の鎮圧、第五巻は、ベレンガリーリオ二世の権力掌握をもって終わる。第六巻は、リウトブランド自身のコンスタンティノープル使節行が詳述されるが、途中で卒然と断絶する。

編者ベツカーはストーリーの筋道を次のように整理している。まず第一巻五章で皇帝カール三世の死去当時(八八八年)のヨーロッパ情勢が概観される。次いで、ビザンツ、東フランク、イタリアの歴史へと移行し、その後は、対象となる三国について上記図表のシエーマで視点が移動していくのである⁽³¹⁾。このようにある種の規則性が認められなくもないが、話題の転換は相当に恣意的にして不明確であり(特にイタリアとビザンツの間の移行)、無定型とは言わないまでも、フォルムの統一性を欠いていることは否めない。分量的にも、イタリアが全体の六〇%を占め、東フランク、ビザンツの各々二〇%がこれに続く⁽³²⁾。

二 リウトブランドが九六二年二月以降に第六巻を執筆している

中途で筆を置いてしまった理由は不明である。九六一／六二年のクレモナ司教位就任に伴う任務が多忙を極めたのかもしれない。あるいはまた、報復すべき相手のイタリア国王ベレンガリーオ二世が、九六一年夏に始まるオットーの第二次イタリア遠征（九六一～六五年）の結果、事実上失脚したことで、執筆を続ける目的を失ったことにあるのかもしれない。

【主題】

一 『報復の書』が、一〇世紀前半のイタリア史やビザンツ史のみならず⁽⁵³⁾、コルヴァイ修道士のヴィドゥキント（九七三年以降歿）の『ザクセン人の事績』（初稿九六七／八年、献呈稿六八年、補訂稿七三年以降成立）やアーダルベルト『レーギノ年代記統編』と共に、オットー朝前期の政治史には欠かせない貴重な史料であることは、研究者の誰しもが認めるところである。それはまた、オットー朝後期に重点を置いたメールゼブルク司教ティートマル（九七五／七六一〇一八年）の『年代記』（一〇二一～一八年成立）を加えた、オットー朝四大叙述史料の一翼を構成する。だが、これら他の「史書」の著者たちとはかなり趣を異にすることもまた事実である。

「世俗に多大な関心を寄せるこの聖職者が聖職者身分に属しているのは、上辺だけのことにすぎない。確かに彼は、もとより同時代の神学観、あるいは迷信観にさえも関わっており、そのことは著作の随所に現れている。だが、それは内面の敬虔さというよりはむしろ表面上の虚飾である。この司教の志操はその心底において全く世俗的である。彼は自らを高名な君侯と思ひ込んでおり、その生活の

内実を構成するのは個人的な利益と皇帝への奉仕であって、自らの司教区に滞在することは稀であった。彼の関心を惹いたのは、教皇権よりもむしろイタリアの諸門閥の方であった。禁欲を嫌い、パウリーア宮廷の倫理観の欠落を聖職者として否定することもなく、むしろ好色といかがわしさを好む、すなわちヴェローナのラテールが、似非^{えせ}高位聖職者として糾弾したかの類^{たぐい}の人間であったのだ」（ベッカー）⁽⁵⁴⁾。

「俗物、偽善、卑屈、傲慢、廃頹……」——さしずめ、小坊主ドメニコの人物描写の列記（第五卷三二章）を模するならば、こうなろうか。しかしながら、「暗黒の世紀（*saeculum obscurum*）」の著者に向けた編者の批判は、やや性急にすぎるのであろう。例えば、『報復の書』の中に、歴史神学的視点からの神の正義の実現プロセスや、神寵王権の正当化という政治的プロパガンダを読み込もうとする試みも、一部の研究者によってなされている⁽⁵⁵⁾。また、イタリア史の叙述中に挿入された猥雑なエピソード（第四卷一〇章、一二章、第五卷三二章）に関しても、批判対象は女性ではなくむしろ男性の為政者側の道徳・倫理観の欠如であり、加えてマティルデやアーデルハイトといったオットー朝王家の女性たち（第四卷一三、一五章）の貞淑、敬虔さとの対照性を殊更際立たせることが意図されていた、との指摘もある⁽⁵⁶⁾。ただ、それにしても、中世前期の叙述史料において、著者個人の性格がこれ程までに問題視される事例は極めて稀であろう。そのことは、当然ながら明確なフォルムと全体の一貫性を欠くこの作品の主題を如何に理解すべきなのか、すなわち、混沌^{カオス}の中の統一性の探索、というもう一つの問題へと連動していく。

二 ベッカーは、第一巻と第三巻の各冒頭の序文を比較し、執筆過程における基本構想の変化を指摘している。すなわち、当初の書名は、「全ヨーロッパの諸帝と諸王の事績 (*Gesta totius Europae imperatorum regumque*)」(第一巻一章)であり、著者は、普遍的観点からの客観的・即物的歴史叙述を構想していた。しかし、第四巻で本格化するバヴィーアの助祭の個人的・主観的なベレンガリオ批判を承けて、第三巻の序文において書名は『報復の書 (*Antipodosis*)』に変更された。それに伴い、作品巻頭の序言にこの新たな書名が挿入されると同時に、当該箇所を表記も「ヨーロッパの各地の諸王と君侯についての書 (*Liber regum atque principum partis Europae*)」へとより限定された⁽⁴⁵⁾。自己中心的でナイーブな著者の性格と作品の恣意的構成は対応関係にある、というのである。

それ故、歴史的「事実」をめぐる真偽の信憑性を価値判断の基準とした一九世紀以降の文献実証主義的歴史観において、客観性を旨とする「史書」としての評価がネガティブであったとしても、それは不思議ではない。長らく主流を占めたのは、オッテンタール(一九〇七年)に代表されるように、個人的・主観的色彩の極めて濃厚な「覚書」^{メモワール}と見なす解釈であった。「あらゆる出来事を彼の如くもつぱら私 (*Ich*) の視点からのみ捉えた著作家は、本稿で考察する時代において他に類例を見ない」⁽⁴⁶⁾。

半世紀後のリンツェルの評価——「歴史的事実に対するまさしく嘩然とする程の無関心」——もこれに近い(一九五六年)。「彼が問題としているのは、歴史の真理を根拠付け、報告することではない。彼が語ろうと意図しているのは、歴史 (*Geschichte*) ではなく

物語 (*Geschichten*)、すなわち歴史の逸話^{アネクドット}なのである」。ただし、ここでリンツェルが目指しているのは、問題をリウトブランド個人に収斂させるのではなく、オットー朝期のその他の叙述史料も俯瞰しつつ、現代とは異なる「歴史の真理」に対する特殊中世的理解の実相を解明することであった。「ところで、それら〔現代の研究者による中世人の歴史感覚の欠落という指摘〕が明らかに暗黙の前提としているのは、『歴史感覚』——そもそも、その意味するところは何であろうか?——とは、一〇世紀の『歴史家』にとって拘束力を有し、かつ彼らの規範たることが期待される重要な何かであったはずである、との認識であろう。だが、私が異議を唱えたいのはまさにこの点に対してなのである。すなわち、むしろ『歴史感覚』の欠如こそが、一〇世紀の『歴史叙述』において典型的なのである」⁽⁴⁹⁾。この一見したところ逆説的とも言える興味深い分析は、その後のポイマンの中世歴史叙述者研究や、フリートの「記憶史論」(後述)に多大なインセンティブを喚起することになった。

三 ヴェルナーは、中世の歴史叙述作品の類型を「年代記 (*Chronographia*)」と「歴史書 (*Historia*)」に二分する提案をし、注目を集めた(一九八七年)。オーソドックスな前者は、様々な情報を簡潔にして手を加えることなく、年次に即して時系列に整序して提示する。これに対して、後者は、文学的構成(巻・章)を施し、特定の主題に基づく叙事詩的・劇的叙述に重きを置く。さらに事象に哲学的・神学的解釈を加えることで、そこに秘められた神意を読み解き、現在^レにおける行動の指針とすることを標榜する。

『報復の書』は、予想されるように後者に分類される⁽⁴⁶⁾。今日の研究をリードしているのは、その「歴史書」の延長線上に

新たな類型として「諷刺的同時代史叙述」を提起したシユタウバッハの方向性である⁽⁶¹⁾（一九九一年）。六世紀にボエティウス（第一巻一章）が同じパウヴァーアの獄中で迫り来る死を前に著した『哲学の慰め』に発し、リュッティヒとヴェローナの間を漂泊し続けるラテール⁽⁶²⁾（第三巻四二、四九、五三章）が、『序言六卷（*Prologia*）』、『錯乱者（*Phrenesis*）』において展開した亡命者による自己慰撫としての文学表現の系列中に、この一見特異な作品を位置付ける試みである。『報復の書』の物語構造を、道徳哲学的・歴史神学的な例話⁽⁶³⁾の緩やかな集積と見なす解釈であり、その流れは、一二／一三世紀のギラルドゥス・カンブレンシスの君主鑑⁽⁶⁴⁾まで続くという。「現下の時代の性格は、私をして歴史叙述者というよりむしろ悲劇作家たらしめるものであるう、もし主が私を攻める者らの正面で我が前に食卓を整えて、下さるのでなければ。私が彷徨を始めた時以来、如何に多大な不幸に見舞われたことか、説明し尽くすことが出来ぬからである。外的人格は、それを書き記すよりもむしろ嘆き悲しむことを良しとするであろう。だが、内なる私は、使徒の教えによって慰められ、かかる艱難⁽⁶⁵⁾を誇りに思うのである……」（第六巻一章）。

シユタウバッハによれば、リウトブランドの執筆動機（*causa scribendi*）には、「報復（*Retributio*）」という本来は神にのみ留保された任務——「復讐は私に属すること、私こそ報復する」（パウロ「ローマ人への手紙」一一・一九）——を、この作品を通じて言わば先取りすることも含まれる。それは同時に、洗練された文学的美意識を手段とする、オットー一世への宮廷奉仕の一環でもあった。まさに「政治的実践の文学化、歴史叙述の実践化」⁽⁶⁶⁾という、個人

の内面と現実政治の双方向的コミュニケーションの表現形態こそが、同時代の社会を道徳的・諷刺的に批判したこの新たな類型の特徴である、という。

ブラフマンによる最新研究は、「歴史叙述の実践化」の側面を強調し、オットー朝宮廷における「アウトサイダー」的存在であるパウヴァーア助祭の、立身出世を目指す政治的野心に執筆動機を探し求める⁽⁶⁷⁾。時にリウトブランドが、自らを行動主体、すなわち教会裁判の告発者として、あるいは説教者として巧みに演出し、作品中で登壇していたことを想起されたい（第二巻四六章、第四巻七、二六章）。彼女はまた、ラテールが与えた文学的刺激のみならず、逆にリウトブランドが『報復の書』の読者としてこの稀代の漂泊の知識人の存在を強く意識しており、同書がラテール個人に向けた知的メッセージとしての性格を帯びていたことにも注意を喚起している。そして、その庇護者にして宮廷に強い影響力を有していた王息のマインツ大司教ヴェイルヘルムこそが、作品の真の被献呈者であったと推定される、という⁽⁶⁸⁾。

もとより、「諷刺的同時代史叙述」という新たなジャンルの設定によって、『報復の書』にまつわる全ての疑問が解消される訳ではない。ただ、今日隆盛を誇る、叙述・解釈パターンの分析に立脚した「テクスト論」の新潮流において、同書の読み方が一つの試金石になることは間違いないまい。

II

ヴァイセンブルクのアーダルベルト

『レーギノ年代記続編』

……リプティウスは、その前年に種々の遅延により旅路に就くのを妨げられていたが、この年の二月一五日に死去した。聖マクシミヌスの修道士アーダルベルトが後継者に叙階され、異国へと派遣されることとなった。これは大司教ヴィルヘルムの目論みと勸言に基づく決定であった。本人は、大司教からより良きものを期待していたし、彼に背くことなど断じてしていなかったにも拘わらず。最も敬虔な国王は、アーダルベルトが必要とするものを常日頃の憐憫をもって支度させ、名誉をもってロシア人に向け送り出した（九六一年の項）。

……同年、ロシア人の司教に任命されたアーダルベルトは、派遣された任務について何も為すことが出来ず、空しいまでに疲労困憊していると自覚したので帰還してきた。配下の者数名が帰途に殺害され、彼自身も艱難辛苦の末に辛うじて逃げおおせたのであった。国王を訪れると、情愛をもって受け入れられた。さらに、神に愛された大司教ヴィルヘルムからは、当人の目論みによって託されたかくも難儀な旅路に対する報恩として、互いに兄弟であるかの如くにあらゆる品々と好意をもって歓迎され、かつ支援を得た。大司教がアーダルベルトの代わりに送った皇帝宛の書簡に対しては、返答として皇帝の帰還を王宮で待つことが命じられた（九六二年の項）。

一見したところ無味乾燥な「事実」の羅列にも思われる記事中における、異例なまでの感情移入という意味で、独自の光彩を放つ一節である。特に匿名の著者がアーダルベルトの立場に身を置きつつ、託されたロシア人伝道の任務を庇護者による不当な「処罰」と受け止めていることが注意を惹く。ランケの高弟ギーゼプレヒトが、著者をトリーア近郊の改革派修道院、聖マクシミヌスの修道士本人と比定する最大の根拠とした所以である⁽⁶⁶⁾。ここでは、そのアーダルベルト（九二〇年代後半―八一年）が、『レーギノ年代記続編』（以下、『続編』と略記）を執筆した九六六―六七／六八年までの軌跡を中心に追跡していくこととする。

一 アーダルベルトの生涯

【国王宮廷の書記、トリーアの聖マクシミヌス修道士時代】

一 出自については、ロートリンゲンの貴族家門の生まれとするのが通説である⁽⁶⁷⁾。これに対し、アルトホフは、ザクセンの最有力貴族ビルング家の親族で、ヴェストファーレン地方を本拠地とする一貴族家門にその出自を推定する⁽⁶⁸⁾。根拠とされたのは、同地方のボルクホルスト女子修道参事会の『死者祈念の書』^{ネッケロロイグ}（一六世紀に成立）の記載であり、アーダルベルトは、同院を九六八年に建立したベルタ（九八九年歿）の兄弟と比定された。ベルタの夫の伯ベリンハルト（九三五年歿）は、ヴィドゥキンント『ザクセン人の事績』第一卷三六章に、九二九年のレダーリ族との戦いを指揮した果敢な「軍団長」として登場する。その後任に就位したのは、親族と目されるビルング家のヘルマン（後年のザクセン大公、在位九五三

年?—七三年)であった。この仮説に対してはもとより異論も提起されており、確定してはいないが、アーダルベルトが貴族家門の出身であったことは間違いない⁽⁶⁹⁾。

二 生年は九二〇年代後半で、その姿が初めて確認されるのは九五〇年である。同年、ケルン大司教ヴィクフリート(『統編』九二三、九五三年の項)の一証書の証人欄を浄書した「助祭アーダルベルト」である。オットー一世の証書編者ジツケルはこの筆跡を、九五三〜五六年(五八年?)にオットーの証書を作成した書記Lindolf Aのそれと同一であると比定した(一八八五年)。プレスラウは、そのLindolf Aが九五九年のトリニア近郊の聖マクシミヌス修道院の一私証書の浄書者「アーダルベルト」と同一人物であることを立証した(一九〇〇年)。最後にシュテンゲルは、『統編』中の修道院長選出権付与の記事(九五六、九五七年の項)と直接関連するロルシユ及びヴァイセンブルク修道院宛の国王証書二通の浄書者が、やはりLindolf Aであることを論証した(一九一〇年)⁽⁷⁰⁾。以上の所見から、アーダルベルトのキャリアは次のように再構成される。

まず彼は、九五〇年前後の時期にケルン大司教に任せ、九五三〜五六年(五八年?)の間は、国王宮廷において書記として計一通の国王証書の作成に従事した。ところが、理由は不明であるが、その後宮廷を去り、トリニアの修道院に修道士として入った。聖マクシミヌス修道院は、九三七年にオットー一世がマクデブルクに聖マウリテウス修道院を建立した際に、最も数多くの修道士を提供したゴルツェ派の改革修道院で、宮廷とは密接な関係で結ばれていた。本人の意志に反して、アーダルベルトが王息のマインツ大司教

ヴィルヘルムによってロシア人の伝道司教に抜擢されたのは、九六一年のことである——。各種証書の筆跡鑑定、さらに叙述史料の証言との組み合わせによる見事な分析結果である。前述のフシユナーは聖マクシミヌス修道院の私証書の筆跡との比較に基づき、Lindolf Aではなく、九六三〜八〇年の間に活動したLindolf Hこそがアーダルベルトであると推定した。だが、Lindolf F = リウトブランドの場合と同じく、ホフマンにより斥けられている⁽⁷¹⁾。

【ロシアの伝道司教、ヴァイセンブルク修道院長】

一 伝道司教は、キエフへの往路もしくは帰路に、ベーメン北東部の名門貴族スラヴニク(九八一年歿)の居城リビツェに滞在したことがあった。その際に堅信礼を受けた息子ヴォイチェフは、九七三年以降八年間、かつての伝道司教を今や初代大司教に戴くマクデブルクの司教座付属学校で、高名な教師オトリックの厳しい指導下に教育を授かり、同じ「アーダルベルト」の名を与えられた。後にポーランドを初めとする東欧諸国の国民的聖人として篤く崇敬されることになる、第二代ブラハ司教アーダルベルトである(九九七年殉教死)⁽⁷²⁾。

ロシア伝道は、惨憺たる結果に終わったが、Lindolf A = アーダルベルトは、そのままザクセンの国王宮廷に留まることとなった。九六三〜六五年の間、国王オットー二世の書記として四通の国王証書を作成したことが確認される。九六五年初頭には、第二次イタリヤ遠征を終えたオットー一世が帰還する。『統編』の同年の項の詳細な叙述は、フランケンとアラマニエンの境界まで父帝を迎えに出たオットー二世と大司教ヴィルヘルムの一行に、アーダルベルトも

随行していたことを示唆している⁽⁷³⁾。クレモナ司教リウトブランドとは、早ければ国王書記時代の九五六年⁽⁷⁴⁾、遅くともこの九六五年の時点には宮廷で面識を得ていたであろう。『オットー史』と共通の情報源に接したのはこの頃である。

二 翌九六六年、アーダルベルトは、エルザスの帝国修道院であるヴァイセンブルクの院長に抜擢された。「皇帝は、修道士たちによる選出の後、ロシア人のために叙階された司教アーダルベルトに同院を管轄させた」(同年の項)。翌九六七年九月に始まるオットー二世のローマ行に随行し、降誕祭に挙行された壮麗な皇帝戴冠式の叙述をもって『統編』の叙述は締め括られる。九〇七年から九六七年までの事件を記した同書の執筆は、院長就位後に開始され、九六七年末／六八年初までの短期間で終了した。アーダルベルトのパトロンであるマインツ大司教は、翌九六八年三月二日に逝去する運命にあるが、『統編』の九六七年の項では、むしろ病状の回復に言及されているからである。

【マクデブルク大司教】

一 九五五年のレヒ河畔におけるハンガリー人戦での歴史的大勝利以降、皇帝オットー一世の悲願は、エルベ河畔のマクデブルクの地にスラヴ人伝道のための大司教座を設置することであった⁽⁷⁵⁾。それが正式に決せられたのは、九六七年四月二〇日にラヴェンナにおいて開催された教会会議の場においてであった。属司教座としてメルゼブルク、マイセン、ツァイツの三司教区を新設し、マインツ大司教管区に属する既存のブランデンブルク、ハーフェルベルクの両司教区(いずれも九四八年に創設)も併せて下屬させることと

なった⁽⁷⁶⁾。翌九六八年二月には、最後まで抵抗し続けたハルバースユタット司教ベルンハルト(在位九二四―六八年)が死去した。大司教座創設が実現の運びとなったのは一〇月初頭、同じラヴェンナにおいて開催された会議によってである。

同月一八日、ローマにて教皇ヨハネス一三世(在位九六五―七二年)により初代マクデブルク大司教に任命され、大司教位の象徴である肩衣パグナムを授与されたのは、アーダルベルトである(在位九六八―八一年)。ただし、それは、当初から想定されていた訳ではなかった。「皇帝は、マクデブルクの教会の第三代修道院長リシエール……を、榮譽ある司教の地位を授けるために呼び寄せた。ところが、自らに密かにもたらされた一書簡を読んだ後に思い止まった」(テイートマル『年代記』第二卷二二章)。「マクデブルクの教会」とは、大司教教会の母体となった前述の聖マウリティウス修道院のことである。仮にこの「書簡」が実在したとした場合、その送り手として候補に挙がっているのは、マインツ大司教ヴィルヘルム、あるいは(その親族との推定がある)ザクセン大公ヘルマン・ビルングであり、⁽⁷⁷⁾新大司教は、修道士たちの頭越しに皇帝によって任命されたことになる。詳細は不明だが、皇帝にとっては、キエフにおける伝道司教としての経験が、スラヴ人伝道を最大の任務とする新大司教座の人選において重要な要件であったことは言うまでもあるまい⁽⁷⁸⁾。

二 アーダルベルトがマクデブルクでその座に就いたのは、同年末の降誕祭であった。この日、大司教としての最初の仕事は、メルゼブルク、マイセン、ツァイツの新司教を叙階することから始まった。以後、九八一年六月二〇日に死去するまでの帝国司教として

の奉仕、司牧者としての活動の足跡については、ここでは割愛する。逝去の九年後に、王国随一の声望を誇る同司教座付属学校で学び、後に聖堂参事会員となったティートマルが、皇帝の不在中に起きた寝台をめぐる事件、その些か謹厳な人柄、高名な教師オトリックとの確執、そして、メールゼブルク司教区を巡回中の死とマクデブルクの大聖堂への埋葬について、『年代記』の中で詳細に伝えているからである（第二卷二八章、第三卷一、九、一一、一二章）。スラヴ人伝道はまだ緒に就いたばかりであったが、東方の地では当時なお平和が支配しており、人々はまさに「大司教区の黄金時代」（クラウデ）⁽⁷⁹⁾を謳歌したのであった。レダーリ族を初めとするエルベ川・オーデル間の西スラヴ系諸民族が異教に舞い戻って「リュティチ同盟」を結成し、マクデブルク大司教区にカタストローフとも言うべき壊滅的打撃を与えたのは、その死から二年後の九八三年夏のことである（第三卷一七章）――。

最後に、これまでアーダルベルトの著作として知られていたのは『統編』のみであったが、大司教在位期間中に、ミンデン司教ミロー（在位九六九／七三―九六年）に宛てた献呈書簡の形をとった『聖ゴルゴニウス受難伝』の「序文」を著していたことが近年明らかにされた。契機となったのは、聖ゴルゴニウスを守護聖人に戴くミンデン司教教会の司教が守護聖人を共にするゴルツェ修道院を訪れた出来事で、ゴルツェと密接な関係にある聖マクシミヌス修道院の元修道士が、殉教者の詳細を教示すべく『受難伝』の献呈に至ったと推定される⁽⁸⁰⁾。

二 『レーギノ年代記統編』の成立事情、

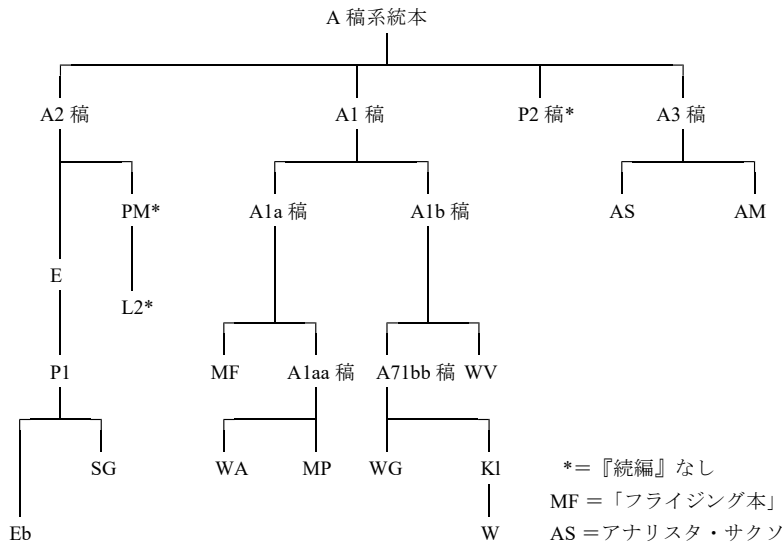
各稿本の伝承状況、主要資史料

『プリュムのレーギノ『年代記』と『統編』

一 「ここまではレーギノ。ここからの続きは我々が付け加えた」――。

『統編』冒頭の注記である。それでは、レーギノとは誰か。生年不詳であるが、ヴォルムス近郊に所領を有する貴族家門に生まれたのは確かである⁽⁸¹⁾。トリリア近郊の聖マクシミヌス修道院に修道士として入り⁽⁸²⁾、八九二年に由緒あるプリュム修道院の院長に迎えられた。同院は八八二―九二年の間、ノルマン人の度重なる襲撃によつて多大な被害を被つており（参照、リウトブランド『報復の書』第三卷四八章）、院長として尽力したのは所領経営の再建であった⁽⁸³⁾。ところが、モーゼル地方の有力貴族家門マトフリート家の伯マトフリート・ゲーアハルト兄弟は、弟リシャール（参照、『統編』九四四年の項）に院長位を確保すべく種々の圧力を加え、八九九年、レーギノはついにプリュムの地を退去することを余儀なくされた。彼を迎え入れたのは、トリリア大司教ラートボート（在位八八三―九一五年）で、レーギノは同地の聖マルティン修道院の立て直しを託された。音楽理論書、あるいは後に広く流布した教会法の体系的集成と並んで『年代記』を完成させたのは、このトリリア時代の九〇八年のことである。九一五年に死去し、亡骸は、修道士としてのスタートとなった聖マクシミヌス修道院に埋葬された。

普遍的世界年代記として構想された『年代記』は、二部から構成される。第一部「主の受肉の時代についての小著」は、イエスの生



誕からカール・マルテルの死（七四一年）までを、第二部「フランク人の国王の事績についての書」は、カロリング朝の歴史を九〇六年まで包摂する。編年体で構成され、特に八六〇年代以降の同時代史については、時に書簡・教会決議等の各種の史料も交えて詳細を究めるのみならず、事件の因果関係についての著者独自の考察も展

開される。写本の数（後述）が示すように、中世において最も広く普及し、かつ読まれた史書の一つである。なお、活版印刷による刊本も早くも一五二一年、ウルリヒ・フォン・フッテンの友人である帝国騎士・人文主義者のゼバステイアン・フォン・ローテンハン（一五三四年歿）によりマイニンツで刊行されている。

二 九〇七年の記事から筆を起こした『統編』の執筆は、前述のように九六六年、アーダルベルトがヴァイセンブルク修道院長に就位した後に開始された。終了したのは九六七年末／六八年初頃で、短期間で成立を見ることになった。執筆が同時代の事件と並行してではなく、一挙になされたことは、「後になって……」（九一〇、九五三、九五九年の項）、「当時、国王にとって……」（九四七年の項）といった事後の展開を見据えた表現が多用されていることから明らかである。「この事件は伯ウードにとって不幸の始まりであった」（九六四年の項）という表現も、後続の九六六年の項を踏まえた上で書かれたことを物語っている。叙述は、九六七年の降誕祭に挙行されたオットー二世の皇帝戴冠式をもって終わる。これを「中絶」と見なすのが通例であるが、後述のように意図的な「完結」と解釈する研究者もいる。

【各稿本の伝承状況】

今日伝存する『統編』の写本は二一点を数え、いずれも『レーギノ年代記』との組み合わせでのみ伝承する。編者クルツェによってA稿と名付けられた系統本は、シュライトゲンの包括的写本研究（一九七七年）によれば、三つの系統本に分類される⁸⁴⁾。A2稿が九三九年の項で中断するのに対し、A1稿は、九六七年の項の「国

王オットー二世は) 聖ミカエルの記念日を都市アウクスブルクで祝した」で終わる。それに続くイタリア行、そして締め括りとなる降誕祭の皇帝戴冠式の叙述は、A3稿の二点の編纂編年誌中の一つ、*「アナリスタ・サクソ」*の『王国年代記』(初稿一四八〜五二年、補訂稿五二年以降成立)の同年の項中における引用としてのみ伝承されている。このため、後代の加筆の可能性が疑われてきたが、今日では同書の編者ナスによりアードルベルト自身の手になることがほぼ確実視されている⁽⁸⁵⁾。基準となるA1稿で最も古いのは、『報復の書』の最重要写本を伝える「フライジング本」(Chm 638^o、六頁)であり、『レーギノ年代記』と『続編』は、その八六一〜一九八葉に収録されている。

なお、『レーギノ年代記』を単独で伝承するB稿も一九点を数える。プリンツによれば、これらが著者レーギノの原型に近い形を提供しているのに対し、『続編』と組み合わさったA稿系統の『レーギノ年代記』のテキストは、一〇世紀後半の言語水準に即しつつより高度な表現(シンタククス、文体)へと改訂・適合されている。改訂者はアードルベルト自身であり、彼は単に『年代記』を継続執筆したのみではなかったのである⁽⁸⁶⁾。『レーギノ年代記』の各種写本の起点となったのは、九一五年に死去した著者が埋葬されたトリア近郊の聖マクシミヌス修道院であったと推定される⁽⁸⁷⁾。

【主要資史料】

『続編』の主要資史料として、編者クルツェは、『ライヒェナウ編年誌』、『ザンクト・ガレン大編年誌』、『ロップ編年誌』を挙げ、さらにフルダ修道院で作成された(失われた)一編年誌の利用を推定

した。しかし、その後の研究において確実視されているのは、『ライヒェナウ編年誌』(九〇七〜九三九年の項)のみである⁽⁸⁸⁾。ポデン湖畔の修道院で成立した、簡潔にして主にローカルな記事を伝える同時代の編年誌である。なお、今日伝存する同編年誌の唯一の写本を含むコーデクス(Paris, Bibl. Nat., lat. 4860)は、かつてマインツ大司教ヴィルヘルム個人の所有のものであった⁽⁸⁹⁾。

記事の分量が急速に増加する九三九年の項以降の主たる情報源は、同時代の口頭伝承、特にオットー朝宮廷に由来するそれであったと考えられる。なお、リウトブランドとの関連では、ハウクが『続編』の九一七年、九一九年、九二〇年の項は、『報復の書』第二卷一七〜二三章を用いて執筆された主張したが、その後カルプフによって斥けられている⁽⁹⁰⁾。もともと、リウトブランドとアードルベルトがオットー一世の宮廷で知己の関係にあったことは、前述のように確かである(『続編』と『オットー史』との接点については、四頁を参照)。九六二年のオットーの皇帝戴冠以降、アルプス以北では矢継ぎ早に歴史叙述が執筆されるが、その精神的刺激として作用したのがクレモナ司教の『報復の書』であったことは疑いない⁽⁹¹⁾。

三 『レーギノ年代記続編』の主題

一 「我々は、躊躇することなくこの時代の最も優れた編年誌と呼ぶことが出来るよう」(ヴァッテンバッハ)⁽⁹²⁾。もともと、こうした高評価を得ることが出来たのは、一〇世紀前半の「東」における極端なまでの歴史叙述の稀少さに鑑みてのことである。ほぼ同時

期（九一九～六六年）を対象に、事件とパラレルに執筆し続けた「西」のランスの大司教座聖堂参事会員フロドアル（八九三／九四一～九六六年）の『編年誌』と比較するならば、『統編』が分量、話題の豊富さ、そして正確さにおいて相当見劣りすることは明白である。特に実証主義的観点からは、「乏しい理解と多数の誤謬をもって記された歴史年表」という厳しい批判が加えられてきた。

すなわち、リンツェルによれば、『統編』は純粹な意味での「王国史」ではない。その根拠の一つとされるのが、高位聖職者人事に関する一連の記事が王国の西部に著しく偏重している事実である⁽⁹³⁾。頻度を数量化すると、ロートリンゲンⅡ一七、フランケンⅡ一八、エルザスⅡ九、シユヴァーベンⅡ六となる。バイエルンとザクセンは、僅かに一度の言及しかない⁽⁹⁴⁾。アーダルベルトの関心は、自らの出身地（？）や主たる活動の舞台たる最初の三地方に集中している。

個々の記事の信憑性はともかく、一個の史書としての『統編』の主題については、これまであまり研究者の議論の対象になっていなかった。理由としては、編年体という外形的枠組みによる種々の制約、比較的簡潔な分量、献呈辞等の欠如の他、匿名の著者が、リウトブランドとは対照的に、自己についての赤裸々な表明を常に抑制していることにある。唯一の例外であるロシア伝道司教の記述においても、アーダルベルトは自らを指して三人称で語る。否、そもそも『統編』には、一人称としての語り手たる「私 (ich)」が存在しない。直接話法を用いて感情表現を垣間見せることも皆無である。

著者の構想、執筆意図、委託者等を行問のみから読み解くには相応の困難が伴う所以である。

二 以下、初めて本格的に取り上げたハウク（一九七四年）以降、提起された解釈を紹介することとする。彼の立論の前提は、前述のように『統編』によるリウトブランドの利用とその歴史構想の影響である。ハウクによれば、『報復の書』は、「将来の皇帝 (*imperator futurus*)」たる国王オットー一世の神寵王権を正当化することを目指した政治的プロパガンダの書である。神と直結した神寵王権の事例として特に重視されるのは、九三六年の国王戴冠式でのマインツ大司教による塗油儀礼（ヴィドゥキント『ザクセン人の事績』第二巻一章）への沈黙、あるいは九三九年のビルテンの戦いにおける聖槍に向けたオットーの祈りとモーセとのアナロジー（第四巻二四章）等々多岐に及ぶ。そして、以上の議論に連動して、『統編』が『レーギノ年代記』と同じく二部から構成されるという仮説が提示される⁽⁹⁵⁾。最初の九〇七年から九三九年までの項を記した第一部「国王ハインリヒの時代についての小著」（九六四／六五年成立）、それに第二部「偉大なるオットーの事績についての書」（九六七年末／六八年初成立）であり、前者はオットー一世、後者は同二世に献呈された。アーダルベルトはこうした観点から、「神によって選ばれ、「平和と協調 (*pac et concordia*)」」（『報復の書』第二巻二〇章、『統編』九三九年の項）の護持を任務として託されたオットー朝二代の神寵王権の歴史を綴り、最後に九六七年の降誕祭に挙行されたオットー二世の皇帝戴冠式をクラマックスとして作品の結末を飾った、というのである⁽⁹⁶⁾。

『統編』によるリウトブランドの利用がその後否定されたことについては、先に触れた。カルプフはまた、二部構成論についても、根拠の一つとされたA2稿の伝承の再検討を通じてこれを斥け、作品

の全体的統一性という構図を改めて確認している⁽⁹⁷⁾。ハウク流の「神寵王権論」は、かなりデリケートな問題であるが⁽⁹⁸⁾、他方で、フラーゼは『続編』に、歴史神学的プロセスとしての「平和(Dax)」の回復とオットー朝王家の家門としての連続性の構築を読み込むことで、ハウク説の一端を深化させている⁽⁹⁹⁾。

三『レーギノ年代記』と別の関連で興味深いのは、『レーギノ年代記』の第二部「フランク人の国王の事績についての書」の続編としての連続性に着目するツェラーの解釈である⁽¹⁰⁰⁾。それによれば、アーダルベルトは、九一九年に樹立されたオットー朝が「ザクセン人」の王朝であるにもかかわらず、否、むしろ逆に「非フランク人」の王朝であるが故に、敢えて半世紀の中断を越えて「フランク史」を継続執筆することに重きを置いたのだ、という。

こうした構想が色濃く投影されているのは、やはり王朝交替の叙述中である(九一九年の項)。著者の意図は、『レーギノ年代記』が描いたカロリング朝の衰退と終焉、そしてその後が続いたオットー朝の樹立と隆盛を、「フランク人の国王の事績についての書」の観点からの連続性として架橋し、非フランク人王権に歴史的正当性を付与することにあつた。「ザクセン人」のハインリヒ一世を、リウトブランドやヴィドゥキントとは異なり「フランク人の有力者」のみによって国王に選出させることで、彼を「ザクセン人の国王」ではなく「フランク人の国王」として描き出そうとしたのである。また、九二一年〜二五年の項では、西フランク王国での王位交替に関して短く報じられる。アーダルベルトは、西カロリング家のシャルル三世(在位八九三／九八―九二三年)をただ一人の正統国王と見なし、ロベール(九二二年)、ラウル(九二三年)の対立国王選出

には沈黙する。ツェラーは、著者が「東」もまた「カロリングの遺産」の正統な継承者、「フランク人の国王」であることを間接的に表現すべく、意図的に「西」のカロリング家と「東」のリウドルフインク家をパラレルな関係に置き、かつ両者の盛衰のコントラストを浮き彫りにして見せた、というのである。

Ⅲ 歴史の史料としての『報復の書』と

『レーギノ年代記続編』

「コントラート一世の遺言とハインリヒ一世の国王推戴」

一「その後、国王はバイエルンに軍を進め、アルヌルフと戦つたが、ある人々が報じるように、そこで傷を負い、故郷に帰還した。そして、彼は、自らが病身であり、かつ当初の幸運が去ってしまったことを悟つた。弟が訪ねて来た時、呼び寄せ語つた。「弟よ、わしは、この命をもらは長らえることは出来ないと感じている。神がそのように定め命じられたのであり、重い病がわしを苦しめている。それ故、お前は自ら十分に熟慮し、フランク人の王国全体のために汝がなすべき最善のことについて心を碎き、兄たるわしの助言に留意するのだ。弟よ、我々は、軍隊を召集し指揮することが出来る。我々は、城塞や武器、国王権標、国王たる地位が必要とするもの全てを有している。ただし、我々には幸運と適性が欠けているのだ。幸運は、弟よ、傑出した才能共々ハインリヒの手に移つた。国家の決定権は、ザクセン人の下に在る。だから、これらの権標、すなわち聖槍、腕の黄金の留め金、加えてマント、剣、古の諸王の

冠を手にしてハインリヒの下に赴くのだ。そして、彼を常に同盟者とすべく友誼を結ぶのだ。一体何故に、ハインリヒを前にして、フランク人の人民が汝と共に没落していかねばならぬのか？ 彼こそは、真の国王にして、多数の諸民族に対する命令者なのだから」。このように告げた後、弟は落涙しながら了解したと返答した。国王は、それから間もなく亡くなった……。」(ヴィドゥキント『ザクセン人の事績』第一卷二五章)。

「そこで、エーベルハルトは、国王に命じられたようにハインリヒの下に赴き、服従して全ての宝物を引き渡し、和約を結んだ後、友誼を得た。それを彼は、死の時まで誠実にして堅く守り抜いた。それから、フリッツラーと呼ばれる地にフランク人の軍隊の君公と有力者が集結すると、彼は、全てのフランク人とザクセン人の人民の前で、ハインリヒを国王へと指名した。彼に対し大司教——當時はヘリガーがその地位にあつた——によって塗油と王冠が提供された時、彼は、それを無碍に斥けこしなかつたものの、しかしながら受け入れることはしなかつた。「十分である」、彼は述べた。「余にとつては、並み居る有力者たちに先んじて、神の恩寵と汝らの恩愛のお陰で、国王と呼ばれ、指名されたことだけで、塗油と王冠は、余よりも相応しい者の手に帰することはあつても、余がかかる名譽に値する者であるとは思わない」。かくして、この言葉は、全ての会衆の意に叶うものとなり、人々は、天に向かって右手を挙げ、祝福を祈願しつつ新国王の名を繰り返し大きな歓呼をもって叫んだのである」(二六章)。

二 九一八年二月三日の国王コンラート一世(在位九一一—一八年)の死から、翌一九年五月中旬の新国王ハインリヒ一世の選

出に至るまでの五ヶ月の間、統治者を欠いた東フランク王国で一体何が起きていたのか。この点は残念ながら全く不明である。同時代の包括的叙述史料は、『レーギノ年代記』を最後に途絶え、一〇世紀半ばまで沈黙を守り続けたからである。「二〇世紀の歴史学においてもなお未解決の大きな謎」とされる所以であり、フリートが歴史人類学的な「記憶史論」を初めて提起したのも、この問題をめぐってであった(一九九五年)⁽¹⁰⁾。もっとも、ハインリヒの息子のオットー一世が九六二年にローマで皇帝に戴冠されて以降、リウトブランド『報復の書』、アーダルベルト『レーギノ年代記続編』といった本格的な歴史叙述作品が相次いで成立した。その中でも繰り返し引用され続けたのは、コルヴァイの修道士ヴィドゥキントの『ザクセン人の事績』(初稿九六七／八年、献呈稿六八年、補訂稿七三年以降成立)の第一卷二五、二六章が見事に描き出した、コンラートの「政治的遺言」によって平和裡に実現した「王位禪譲」についての最も詳細かつドラマティックな物語であった。それはまた、諸民族ないし諸侯による満場一致での新国王選出を伝える『報復の書』(第二卷二〇章)や『続編』(九一九、九二〇年の項)とは異なり、当時の王国内の四分五裂の危機的状况に最も合致するものと考えられたのである⁽¹¹⁾。

だが、問題となるのは、三点の史料は、確かにその基本的方向性(死の床での後継指名、国王権標の移譲、有力貴族の集会での新国王選出等)において一定の共通性を示すが、細部で決定的に異なる点である。例えば、王弟エーベルハルトの主導的役割、フランク人とザクセン人のみによる国王選出、選出地としてのフリッツラー、マインツ大司教による塗油の提供と拒絶は、コルヴァイ修道士のみ

が伝えている。他方、『報復の書』と『続編』との間にも齟齬はある。前者が、コンラートの死の床に王国の最有力諸侯たちを呼び寄せ、莊嚴な「王国会議」を招集させたのに対し、後者は、「エーベルハルト一人では、キングメーカーとしてはまだ不十分」と考えたのか、「死の床でまさにフランク人の部族会議を開催させた」⁽¹⁰³⁾のである。

三 この場合、各史料証言間の共通点を抽出することで伝承の核心部分に秘められた歴史的「事実」を掘り起こすのが通例の方法論である。しかし、三点の史料証言を整合的に組み合わせる統一的な歴史像を再構成するのが不可能であることは、既に一九四三年にリッツェルによって確認されていた⁽¹⁰⁴⁾。加えて、口承世界における「記憶の変容」と「想起された過去」の錯綜した連鎖関係を鋭く説くフリートによれば、事件から約半世紀の歳月を経て成立したこれらの史料は、「もはや事件の正確な報告を提示するものではない。

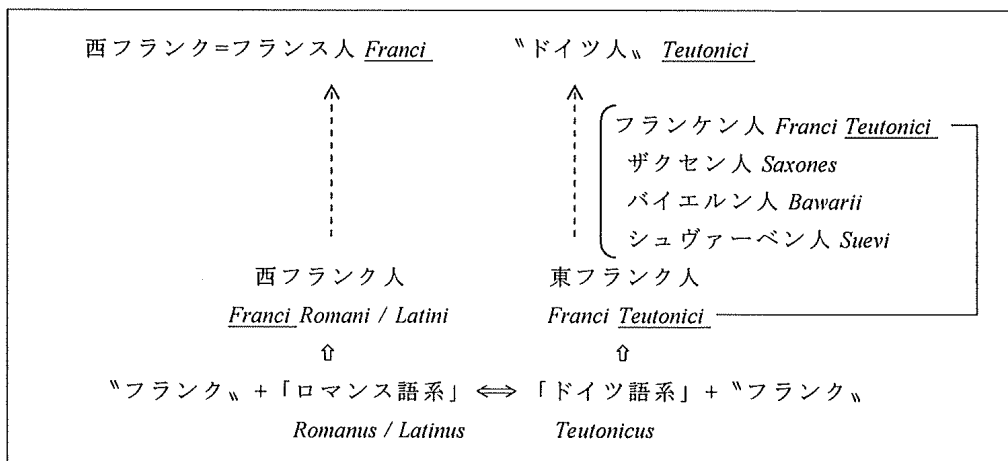
これらはいずれも、文字をもって書き留められる以前の時点において既に、オットー朝宮廷やその他の場所を起点とする口頭伝承の針穴へと長きに亘り圧し込められていたに相違ない」⁽¹⁰⁵⁾からである。叙述の核心に潜む「事実」として確実視し得るのは僅かである。コンラート死後の権力の真空状態の中、かつて互いに競合していた二人の有力者、つまり前王の弟として王位に最も近い立場にあるエーベルハルトと、ライヴァルのリウドルフインゲ家のハインリヒが、長期に及ぶ異例の交渉の末、後者の王位継承について合意に至った。以上に尽きる。フリートによれば、『続編』(九二〇年の項)が伝える諸民族による国王選出が行われなかったことは確かである。『報復の書』が描き出す最有力諸侯による「王国会議」とい

う舞台設定は、九六一年のアーヘンでのオットー二世の共同国王戴冠式、さらには九三六年のオットー一世の国王戴冠式の後の祝宴における四大公の宮内職奉仕の場面が、過去へ遡って投影され、かつ主観的に「想起」された変容した姿に他ならない。ヘリガーによる塗油の提供は、『ザクセン人の事績』の執筆時におけるマインツ大司教(ヴィルヘルム)の国王戴冠権主張を反映した所産である――。

四 口承世界の歴史像の「脱構築化」を目指すフリートのラディカルにして挑発的なテーゼの提起以降、「ヴィドゥキント問題」をめぐる研究史は新たな段階へと入ったと言えよう。各々の著者の執筆意図や歴史叙述の実践的目的性、想起された過去の「記憶」を規定する諸条件に対する考察の欠落、あるいは、そもそも一〇世紀前半は口承世界であったのか等々、「オットー朝宮廷伝説」説に対する批判は尽きない。もともと、「解説」は、本格的議論を展開する場ではなく、あくまでも論点を提示する場である。詳細については、さしあたり(伝統的実証主義の立場からの)岡地稔氏の批判、及び拙著の参照を請いたい⁽¹⁰⁶⁾。いずれに与するにせよ、この三点の史料叙述の解釈のためには、旧来にもまして方法的省察が要請されている点では、今や共通理解が確立されたと言えよう。

【ドイツ語系のフランク人とローマ風のフランキア】

一 リウトブランドの語彙には、「ドイツ語 *lingua Teutonica*」⁽¹⁰⁷⁾、「ドイツ人 *Teutones*」という術語が数例含まれている⁽¹⁰⁷⁾。これは、アーデルベルトやヴィドゥキントの作品には見出されない。ラテン語ないしロマンズ語と対比されるゲルマン語系の俗語を、「フォルクの言葉」という普通辞的語義の下に指称するラテン語形容詞



theodiscus / teutonicus (各々七八六年、八七六年史料初出)の語法 (*lingua theodisca / teutonica*) は、その数は稀ではあるものの、それまでも西フランク王国を中心に用いられていた。しかし、言語との密接な連関を保持しつつも、固有辞の「ドイツ」の語義で使用したのは、確認される限りこのイタリア人が最初である。なお、現代ドイツ語の *deutsch* の古高ドイツ語形 *diutisk* が初出するのは、半世紀後の一〇〇〇年の頃である。リウトブランドの語法の基礎にあるのは、アルプスを挟んで「南」のイタリア人と「他者」の立場か

ら、「北」のフランク人を言語的に二分する視点である。『報復の書』の語法において、「フランク人 *Franci*」は、西フランク王国のロマンス語系フランク人と、東フランク王国のドイツ語系フランク人に大別される。前者に言及する際、リウトブランドは単に *Franci* とのみ記し、後者についてはより限定的に *Franci Teutonici* を用いる。「同じ頃、強大な国王アルヌルフが、禿頭」と呼ばれたシャルルの死後、バイエルン人、シュヴァーベン人、ドイツ語系のフランク人、ロートリンゲン人、そして勇猛なザクセン人を支配していた」(第一卷五章)。ここでの「ドイツ語系のフランク人」は、東フランク王国を構成する他の諸民族と同列に扱われており、「フランク地方のフランク人」(＝フランクケン人)を指す。

他方、地理的術語では、ロマンス語系の西フランク王国を指して、「ローマ風の〔言語が話される〕フランク人 *Francia Romana*」という表現が用いられるのに対し(第一卷一四、一六章)、フランク地方は単に「フランク人 *Francia*」と指称される。民族名に対応する地理的術語「ドイツ語系のフランク人 *Francia Teutonica*」は、リウトブランドの語彙中にはまだ見出されない。それを初めて使用したのは、同じバイエリアの宮廷学校で学んだノヴァラのステファノ(二頁)である(108)。

teutonicus という語を知らなかったアーダルベルトの語法では、「西」との対比に重きを置きつつ、フランク地方のフランク人は「東方のフランク人 *Franci orientales*」(九三二年の項)と呼ばれる。なお、同じ語法は、『報復の書』でも確認される(第二卷三、二二章)。また、フランク地方は、「東方のフランク人 *Francia orientalis*」(九二四年の項)と表記される。これに照応する「西方

のフランキア *Francia occidentalis*」(＝西フランク王国)という地理的術語は見えないが、「上部フランキア *Francia superior*」(九二一年の項)、あるいはリウトブランドと同じく言語的ニュアンスを含まない「ローマ風の〔言語が話される〕ガリア *Gallia Romana*」(九三九年の項)がそれに対応する。

つまり、このように多義的な「フランク人／フランキア」という術語を、「東」と「西」という地理的関係とは異なる別の観点からより正確に特徴付けるための語彙、それがリウトブランドにとっての *Teutonicus* であり、その際の規定的要素はフランク人内部の言語の相違にあつたのである。

二 『コンスタンティノーブル使節記』では、両言語の対置関係がより明確に提示され、なおかつ指示対象も拡大されている。ビザンツ皇帝ニケフォロス二世(在位九六三―九六九年)は、会見の際に「フランク人——彼はその名前の下に、ラテン人 *Latini* とドイツ人 *Teutones* のことを理解していたのです——のものをからかいました」(三三三節)。「ラテン人」はロマンス語系フランク人(＝*Franci Latini*)を、「ドイツ人」はドイツ語系フランク人(＝*Franci Teutonicus*)を指示している。ビザンツ皇帝の視点から理解された「フランク人」とは、「東」のローマ帝国と対置された西方の(かつての)大フランク帝国の住民の総称である⁽⁹⁾。次の同種の挑発的言辞では、もはや「フランク人」への言及なしに二つの民族(*gens*)が直接対置されている。ニケフォロスは、「陛下(＝オットー一世)とラテン人 *gens Latina* 及びドイツ人 *gens Teutonica* に向けて、全く侮辱に満ちた言葉を放つよう命じたのでした」(三七節)。なお、リウトブランド自身が会見で「フランク人」について

発言する際、それは狭義の「フランケン地方のフランク人」を指している(一一、五四節)。

フランク人を言語的に二分するリウトブランドの語法は、一歩踏み出すならば、民族的視点から東西フランク王国の各々の住民を総称表記する方向へと比較的容易に発展可能であつた。*Franci*＝ロマンス語系フランク人は、そのまま(西)フランク＝フランス人へ。*Franci Teutonicus*＝ドイツ語系フランク人、つまりフランケン地方のフランク人は、同じドイツ語系の非フランク諸民族(ザクセン人、バイエルン人、シュヴァーベン人)をも包摂することでそのフランク的性格を減じ、一個の「ドイツ人 *Teutonicus*」へと――。

三 もっとも、*teutonicus* という語を知らなかったアーダルベルト、ヴィドゥキントのみならず、リウトブランドの場合も、アルプス以北の王国とその支配者はまだ「ドイツ人の王国・国王 *regnum / rex Teutonorum*」という政治的術語をもって呼ばれるべき存在とは認識されていなかった。ドイツは、いまだ言語＝民族名の次元における極めて稀な語彙に留まっておき、なお政治的地平には到達していなかったのである。アルプス以北の王国は、フランク人、ザクセン人を初めとする諸民族が互いに競合しつつ共生する、固有の名を欠く王国であつた――「彼(ハインリヒ一世)は前述の如く、バイエルン人、シュヴァーベン人、ロートリンゲン人、フランク人、ザクセン人を支配していた」(『報復の書』第三卷二一章)⁽¹⁰⁾。

同じ諸民族名の列記語法であるが、『コンスタンティノーブル使節記』の有名な一節からは、多元的に共生する帝国内の諸民族内部においてもまた鋭い感情対立があつたことが解る。「汝らは、ロー

マ人ではなく、ランゴバルト人だ！」。ローマ人以外の「蛮族」に「ローマ帝国」を担う資格はないと言わんばかりのビザンツ皇帝ニケフォロスの中傷の言葉に、ランゴバルト人生まれのリウトブランドも思わず激昂する。皇帝の制止を無視して、彼はローマ人批判を延々と展開するのである。不義の子にして兄弟殺しのロムルスは、負債者、逃亡奴隷、殺人者、死刑に値する罪人の輩を集めて、「ローマ人」と呼ばれる人々の起源を創った。「あなたたちが世界の支配者 *kosmocrators* と呼ぶ皇帝たちは、こうした者たちを祖先とするのだ。しかし、我々は、すなわちランゴバルト人、ザクセン人、フランク人、ロートリンゲン人、バイエルン人、シユヴァーベン人、ブルグント人は、彼らを大変軽蔑しており、我々は怒りに駆られて敵を侮辱する時、他でもない「このローマ人め！」とやりこめる程である。それというのも、この言葉、「ローマ人」という名前一つによって我々が理解するのは、全ての卑賤、全ての臆病、全ての貪欲、全ての放蕩、全ての虚偽、つまり全ての悪徳なのだから」（一二節）。ここでは総称としての「ドイツ人」のみならず、「イタリア人」への言及も見られないことに留意されたい⁽¹⁾。

四 半世紀後に生きたティートマル（九七五／七六年—一〇一八年）の時代になっても、アルプス以北の王国を枠組みとする超民族的な共属意識はなお未生であった。確かに、メールゼブルク司教は、『年代記』（一〇二二—一八年成立）においてイタリア国王アルドゥイーン（在位一〇〇二—一〇一五年）との戦闘場面を叙述する際に、「ドイツ人 *Tentonic*」という超民族的集団の固有名辞を三例用いている（第五卷二五、二六章）。しかし、これは当時イタリアで普及し始めていた他称の民族名用法をそのまま受容した結果であっ

た。もつとも、同時期のイタリア王国の周縁部では、既に「ドイツ人の王国・国王」という政治的術語が、散発的ながらも出現始めていた。それがアルプス以北で広範に受容されるに至るには、リウトブランドやアーダルベルトの一世紀後の時代、すなわち皇帝オットー一世によって樹立された覇権的な王国Ⅱ帝国支配を根幹から揺さ振る、教皇グレゴリウス七世（在位一〇七三—一〇八五年）による叙任権闘争の開始を待たねばならなかったのである。

注

(1) 本稿は、二〇二三年度に刊行予定のクレモナのリウトブランド『報復の書』／ヴァイセンブルクのアーダルベルト『レーギノ年代記続編』の「訳者解説」を簡略化したものである。

(2) リウトブランド『コンスタンティノーブル使節記』四七節（邦訳八五頁）：「他のことではしばしばお喋り好きで饒舌と見られる私ですが……」。

(3) 以下、リウトブランドの生涯については、基本的に Becker, Einleitung, in: *Die Werke Lindbrands von Cremona*, S.VII-XXXVII, hier S.VII-XII に拠る。クレモナ司教としての活動に ついては、Pauler, *Das Regnum Italiae in ottonischer Zeit*, S.148-150 を参照。——サザールランドは、九二四年のパヴィーア大火（第三卷三章）と九三一年のロターリオの国王選出の記事（第四卷二章）に着目し、生年を九二二年末／二二年初頭にまで限定するが（Sutherland, *Lindbrand of Cremona*, pp.3-4）、論拠は薄弱である。

(4) パヴィーアは、第三卷三章でリウトブランドの「故郷

- (4) *(patris)*「父」守護聖人のシルスは、第三卷六章で「我々の至聖なる守護者 (*beatissimus patronus noster*)」と呼ばれている。
- (5) アルナルド・ディは前者、これを批判するライザーは後者。Arnaldi, Liutprando e la storiografia contemporanea nell'Italia meridionale, pp.517-518. Leyser, *Ends and Means in Liudprand of Cremona*, pp.126-127.
- (6) 参照: Huschner, *Transalpine Kommunikation im Mittelalter*, Teil 2, S.450-465.
- (7) 参照: Becker, *Einleitung*, S.VIII.
- (8) 参照: Huschner, *Transalpine Kommunikation im Mittelalter*, Teil 2, S.550f, S.617 Anm.1031.
- (9) 例えば、シュタウバッハは、九五一年秋のオットーのバヴィーア到来に際して鞍替えし、翌年春に帰還する国王と共にアルプスを越えたと考えるのに対し、フシユナーは、アウクスブルクでのオットー及び高位聖職者たちとの出会いがリウトブランドに亡命を決意させたとする。Staubach, *Graecae Gloriarum*, S.365. Huschner, *Transalpine Kommunikation im Mittelalter*, Teil 2, S.550f.
- (10) 参照: Staubach, *Historia oder Satira?*, S.484.
- (11) 参照: Huschner, *Transalpine Kommunikation im Mittelalter*, Teil 2, S.586.
- (12) Bischoff, *Eine Osterpredigt*, S.20-23. ライザーは、司教登位を目前に控え、クレモナの聖職者向けにおこなったと推定するが (Leyser, *Ends and Means in Liudprand of Cremona*, p.119)、『これにのっとり』は、ブランドマンの批判を参照。Brakman, *Außensteher und „Insider“*, S.132.
- (13) Huschner, *Transalpine Kommunikation*, Teil 2, S.510-623. 参照: 拙著『ドイツ史の始まり』、一八四—一八六頁。
- (14) Jindolf A. B. C……等の名称は、モヌメンタ版の国王・皇帝証書の編者ジッケルにより初めて導入されたもので、書記長 (Kanzler) ——この場合リウドルフ——の名前とアルファベット順のイニシャルを組み合わせて、証書を起草・作成した (多くの場合匿名の) 書記 (Notar) を表示する学術的表記である。
- (15) Hartmut Hoffmann, *Notare, Kanzler und Bischöfe am ottonischen Hof*, in: *DA 61* (2005), S.435-480, hier S.468-471. 参照: Brakman, *Außensteher und „Insider“*, S.41f. フシユナーがリウトブランドの筆跡の根拠の一つとした『報復の書』の「自筆稿」については、激しい議論が展開されている。参照: 後述六一七頁。
- (16) 参照: BZi 2464. クレモナ司教として初めて確認されるのは、九六二年一月一日にクレモナで発給された私証書においてである。参照: BZi 2486.
- (17) 九六三年五月六月初頭。参照: BZ² 316, 317.
- (18) 九六三年一月六日、場所はサン・ピエトロ教会。「ローマ人は、「皇帝の」本来の言語、すなわちサクセン語 (*loquela Saxonica*) を理解出来なかったので、皇帝はクレモナ司教リウトブランドに対し、以下の演説をラテン語で全てのローマ人に向け伝えるよう命じた」(リウトブランド『オットー史』一一章)。参照: BZ² 321, 322.

- (19) 叙述は、九六四年夏まで達したところで中断された。皇帝が擁立した新教皇レオ八世（在位九六三—九六五年）は、九六五年三月初頭に死去したが、『オットー史』六章ではなお存命とされている。
- (20) Dorna, *Historia Ottonis*.
- (21) Lintel, *Studien über Lindprand von Cremona*, S.20-34. 同時代の各種叙述史料は、ヨハネスの教皇として適格性についてリウトブランドを筆頭にいずれも批判的であるが、アーダルベルトは例外的に慎重な姿勢を示している。Giovanni Isabella, Eine problematische Kaiserkrönung. Die Darstellung des Verhältnisses zwischen Otto I. und Johannes XII. in den Berichten über die Kaiserkrönung in zeitgenössischen italienischen und deutschen Quellen, in: *Der „Zug über Berge“ während des Mittelalters. Neue Perspektiven der Erforschung mittelalterlicher Romzüge*, hg. v. Christian Jörg - Christoph Dartmann, (Trierer Beiträge zu den historischen Kulturwissenschaften, 15), Wiesbaden 2014, S.71-92.
- (22) 参照' Ernst-Dieter Hehl, Der wohlberatenere Papst. Die römische Synode Johannes' XII. vom Februar 964, in: *Ex ipsa rerum documentis. Beiträge zur Mediävistik. Festschrift für Harald Zimmermann zum 65. Geburtstag*, hg. v. Klaus Herbers - Hans-Henning Kortüm - Carlo Servatius, Sigmaringen 1991, S.257-276.
- (23) Brakman, *Außenreiter und „Insider“*, S.138. ブラントンは、この観点から九六四年前半のイタリアにおける成立を推定する。
- (24) 四月二〇日の教会会議では、マクデブルク大司教座の設置が正式に決定された。この時ラヴェンナで発給された二通の証書にリウトブランドの名が見える。参照' Concilia, VI, 29, S.272, S.277.
- (25) 戴冠式の直後に開催された教会会議で発給された二通の証書の署名欄に、リウトブランドの名が見える。Concilia, VI, 30, S.289, S.292.
- (26) 参照' BZ² 458, 459.
- (27) 参照' BO 515.
- (28) Becker, Einleitung, S.XII の他' Schwartz, *Die Besetzung der Bistümer Reichstals, S.110f.* を参照。
- (29) *Translatio sancti Hymerni*, in: Becker, Einleitung, S.XXI Anm.6. 参照' BO 533a. その信憑性に関して、近年の研究者は概ね肯定的である。Werner Ohnsorge, Die Heirat Kaiser Ottos II. mit der Byzantinerin Theophano (972), in: *Braunschweigisches Jahrbuch* 54 (1973), S.24-60, hier S.39 mit Anm.69, (ND. in: ders., *Ost-Rom und der Westen. Gesammelte Aufsätze zur Geschichte der byzantinisch-abendländischen Beziehungen und des Kaiseriums*, Darmstadt 1983, S.128-172). Sutherland, *Lindprand of Cremona*, pp.98-100. Leyser, *Ends and Means in Lindprand of Cremona*, p.126.
- (30) 近年、モメンタから待望の新刊本が刊行され、詳細に論じられている。Peter Christian Jacobsen, Einleitung, in: *Die Geschichte vom Leben des Johannes*, S.1-119. レモンドの使節行については、一二八—一二三〇章を参照。邦語ではさしあたり、矢

内義顕「ゴルツェのヨハンネスとイスラーム」『文化論集』、
二九、二〇〇六年、一一二〇頁を参照。

- (31) Karpf, *Herrscherlegitimation und Reichsbegriff*, S.8. 参照。第一
巻一五章、第二巻四五章、第三巻二六章、第五巻一四、二二
章。なお、カルプフは、コンスタンティノスの命日を二月
九日としているが、ハッデは Art. Konstantinos VII, in: Lile,
Ralph-Johannes / Ludwig, Claudia / Zielke, Beate / Pratsch,
Thomas et al., *Prosopographie der mittelbyzantinischen Zeit*, hg.
v. der Berlin-Brandenburgischen Akademie der Wissen-
schaften, Zweite Abteilung: 867-1025, Berlin-Boston 2013, Bd.3,
S.516-531, hier S.520に従った。

- (32) ヘッカーのモヌメンタ版刊本（一九一五年）の公刊以降、A
稿の最も初期の姿を留める「メッツ抜粋」が一九四四年に戦
災で失われた。一九四九年にバーゼル大学に伝わる断片（C
稿の系統本）が、二〇〇一年にはバイエルンのランズホーフ
エンに由来するアヴェンティン（一四七七一―一五三四年）の
抜粋（A3c）が発見された。参照、Meyer, Ein neues Bruch-
stück. Tischler, Handschriftenfunde.

- (33) 参照、ティートマル『年代記』第二巻四一章（拙訳一一三―
一一四頁）。

- (34) 例えば、「海軍司令官」（第三巻二六章）において、
δελονγαρνη της ραοος, *delongaris tis plods*, hoc est *navalis exercitus
princeps*“といった書式がそれである。ただし、「フライジン
グ本」のギリシア語表記の細部は、ヘッカーの刊本では正確
に再現されてはいない。Koder, *Liutprand von Cremona und*

die griechische Sprache, S.62-68. Berschin, *Griechisch-
lateinisches Mittelalter*, S.219f. Ders., *Das Griechische in den
Werken Liutprands von Cremona*, S.235-238を参照。

- (35) Köhler, Beiträge zur Textkritik Liutprands von Cremona. ヴン
カーは、刊本の予備的研究として、Becker, *Textgeschichte
Liutprands von Cremona*, ders., *Zur handschriftlichen Über-
lieferung* にあつて詳細に論じている。

- (36) Huschner, *Transalpine Kommunikation im Mittelalter*, Teil 2,
S.568-584. 別の支持者として Grabowski, *Author's
Annotations. Liutprand of Cremona and his Use of Greek in the
Cim 6388*を挙げておく。

- (37) Hoffmann, *Autographa*, S.49-57. フシユナーの筆跡鑑定に対し
ては、注51の批判を、キリミア語問題については、Schreiner,
Zur griechischen Schrift, S.313-315及び Berschin, *Das
Griechische in den Werken Liutprands von Cremona*, S.238-243
による批判も参照。パレオグラフィの観点からは、Gabriel
Slagi, *Rezension zu: Liutprando di Cremona e il codice di
Frisinga*, *Cim 6388*, in: *DA 52* (1996), S.709を、ローマンヌ学
の観点からは、Matthias M. Tischler, *Rezension zu: Liutprandi
Cremonensis opera omnia*, in: *Byzantinische Zeitschrift* 93
(2000), S.191-195の各書評を参照。

- (38) キエーザの一連の関連論文については、二〇一五年に刊行さ
れたラテン語・イタリア語対訳書の文献目録（p.LXXXIV）を
参照。

- (39) *Liutprandi Cremonensis opera omnia*, p.CIのキエーザの系譜図

を参照。なお、p.CIVにはベッカーによる系譜図が掲載されているが、各々のタイトルが入れ替わってしまったことに注意。

- (40) Hoffmann, Autographa, S.56. 上の所見は、既にダニエルとシヨフのパレオグラフィー分析によって提示されていた。Natalia Daniel, *Handschriften des zehnten Jahrhunderts aus der Freisinger Dombibliothek. Studien über Schriftcharakter und Herkunft der nachkarolingischen und ottonischen Handschriften einer bayerischen Bibliothek*, (Münchener Beiträge zur Mediävistik und Renaissance-Forschung, 11), München 1973, S.105f. Bernhard Bischoff, *Italienische Handschriften des neunten bis elften Jahrhunderts in frühmittelalterlichen Bibliotheken außerhalb Italiens*, in: *Il Libro e il testo. Atti del Convegno internazionale, Urbino, 20-23 settembre 1982*, a cura di Cesare Questa - Renato Raffaelli, Urbino 1984, pp.169-194, hier p.183. ヴァンツ史家ローター (Koder, Litprand von Cremona und die griechische Sprache, S.67) も同意見。なお「ライジング本」所収の『オットー史』(四折判第一葉表―八葉表)の草稿は、ライジング司教アブラハム本人の手になるものと推定されている。Daniel *Handschriften*, S.130. また、リウトブランド「復活祭の説教講話」(三頁)の草稿が含まれていたのは、アブラハム個人所蔵のコーデックス (Cm 6426) の中であつた。Daniel, *Handschriften*, S.114-139. ギリシア語の標題は、リウトブランドの直筆と推定されている。Bischoff, *Eine Osterpredigt*, S.23. リウトブランドとアブラハ

ム、それにヴェローナ司教ラテールの親密な関係については、Bischoff, *Italienische Handschriften*, pp.183-184 の他に Huscher, *Transalpine Kommunikation im Mittelalter*, Teil 2, S.594-596, S.600-609 を参照。

- (41) Becker, Einleitung, S.XXIV-XXXI.
 (42) 同上、主として Becker, Einleitung, S.XXXII-XXXV を参照。
 (43) Tischler, *Handschriftenfunde*, S.60-76.
 (44) 参照。注 80。Peter Christian Jacobsen, *Die Vita des Johannes von Gorze und ihr literarisches Umfeld. Studien zur Gorzer und Metzger Hagiographie des 10. Jahrhunderts*, in: *L'abbaye de Gorze au Xe siècle*, ed. Michel Parisse - Otto Gerhard Oexle, Nancy 1993, S.24-50, hier S.40f.
 (45) Bischof Otto von Freising und Rahewin, *Die Taten Friedrichs oder richtiger Cronica*, hg. v. Franz-Josef Schmale, übersetzt v. Adolf Schmidt, (Ausgewählte Quellen zur deutschen Geschichte des Mittelalters, 17), Darmstadt 1965, III-40 (37), S.476.
 (46) なお、ベッカーは「C 稿 (British Library, Harleianus 3713) は、ジューゲベルトがジャンブルー修道院で作成させたものと考えていたが、ホフマンによりエッセンに訂正されている。Hartmut Hoffmann, *Handschriftenfunde*, (MGH, Studien und Texte, 18), Hannover 1997, S.151 Anm.2.
 (47) キエーザは、ベッカーより多くの利用文献を挙げているが、逆にベッカーが挙げるサルステイウスを除くなど、微妙な類似表現に関しては、編者の判断に相違がある。なお、利用回

数には、同一箇所に対する複数文献の候補も重複して数えており、数字はあくまでも一つの目安である。

- (48) 参照: Hunger, *Lindprand von Cremona und die byzantinische Trivalliteratur*, S.198 mit Anm.4.
- (49) Koder, *Lindprand von Cremona und die griechische Sprache*, S.26. 最長のギリシア語文は、第三卷四一章のティーレシアースの寓話であり、キエーザの刊本では六行に及ぶ。
- (50) 文学的方法論の視点からの「語り」の分析として、Vaerst, *Laus inimicorum oder wie sag' ich's dem König?*, S.29-67を参照。
- (51) 図表は Becker, *Einführung*, S.XVIII の図表を改変して作成した。ビザンツの第三卷二三章〜三八章、第五卷二〇章〜二五章は、いずれもイタリヤ国王ユーグがビザンツ皇帝に使節を派遣した文脈の延長線に位置しており、イタリヤとの区切りは明確ではない。
- (52) この数字は、より細緻に分類したブーガールのフランス語訳による (p.23)。
- (53) 下訳の完成後、中世イタリヤ史に関するハルトマンの古典的名著を通読したが、九世紀末〜一〇世紀前半のイタリヤ政治史の叙述が、如何に多くを『報復の書』に負っているかがよく解った。Ludo Moritz Hartmann, *Geschichte Italiens im Mittelalter*, Bd.3-2: Die Anarchie, Gotha 1911, ND, Hildesheim 1969.
- (54) Becker, *Einführung*, S.XIIIff.
- (55) 教皇グレゴリウス一世(大教皇、在位五九〇―一六〇四年)の『モフリア』を通じてのアウグスティヌスの影響を強調する研究として Jessen, *Die Wirkungen der augustinischen Geschichts-*
- philosophie*, S.524を参照。ハウクの神龍王権論的プロパガンダの書について、後述二二頁を参照。
- (95) Buc, *Italian Hussies and German Matrons*. Grabowski, *From Castration to Misogyny*.
- (97) Becker, *Einführung*, S.XVII mit Anm.1. 参照: 上原専祿「タレキナ司教リウトブランドの『報復の書』」八八頁以下。
- (98) Otenthal, *Das Memoirenhafte*, S.357-361 (引用文は S.361) .
- (99) Martin Lintzel, *Die Mathildenviten und das Wahrheitsproblem in der Überlieferung der Ottonenzeit*, in: *Archiv für Kulturgeschichte* 38 (1956), S.152-166, hier S.160f., S.164f., (ND. in: ders., *Ausgewählte Schriften*, Bd.2, Berlin (O) 1961, S.407-418).
- (99) Karl Ferdinand Werner, *Gott, Herrscher und Historiograph*. Der Geschichtsschreiber als Interpret des Wirkens Gottes in der Welt und Ratgeber der Könige (4. bis 12. Jahrhundert), in: *Deus qui mutat tempora. Menschen und Institutionen im Wandel des Mittelalters. Festschrift für Alfons Becker zu seinem fünfundschzigsten Geburtstag*, hg. v. Ernst-Dieter Hehl - Hubertus Seibert - Franz Staab, Sigmaringen 1987, S.1-32. (ND. in: ders., *Einheit der Geschichte. Studien zur Historiographie*, hg. v. Werner Paravicini, (Francia, Beihft. 45), Sigmaringen 1998, S.89-119). リナーントマンズビヒツト S.26f. を参照。
- (99) Staubach, *Historia oder Satira? Körnigen, Königsherrschaft und Gottes Gnade*, S.63f. ほか シュタウマンソン説を支持している。
- (99) その生涯と著作について、Albrecht Vogel, *Ratherius von Verona und das zehnte Jahrhundert*, Jena 1854, ND. Leipzig

- 1977の古典的研究が未だに価値を失っていない。概略については、やはりPeter Christian Jacobsen, Art. Rather von Verona und Lütlich, in: *Die deutsche Literatur des Mittelalters. Verfasserlexikon*, 2. Aufl., Bd.7, Berlin-New York 1989, Sp.1013-1032を参照。
- (63) Staubach, *Graeca Glorie*, S.365.
- (64) Brakman, *Außenseiter und „Insider“*, S.41-130. 「*宮廷内口外* 薦書」としての『報復の書』の性格について、既にYaerst, *Laus inimicorum oder wie sag' ich's dem König?*, S.65f. を参照しよう。
- (65) Brakman, *Außenseiter und „Insider“*, S.71, S.124-130.
- (66) Wilhelm v. Giesebrecht, *Geschichte der deutschen Kaiserzeit*, Bd.1, 5. Aufl., Leipzig 1881, S.778.
- (67) 参照: Josef Fleckenstein, *Die Hofkapelle der deutschen Könige*, Teil 2, (MGH, Schriften, 16/2), Stuttgart 1966, S.37. *カペル* について Kölzer, Adalbert von St. Maximin 参照。
- (68) Gerd Althoff, *Das Necrolog von Borghorst. Edition und Untersuchung*, (Veröffentlichungen der Historischen Kommission Westfalens, XI. Westfälische Gedenkbücher und Nekrologien, 1), Münster 1978, S.268-282. Ders., *Adels- und Königfamilien im Spiegel ihrer Memorialüberlieferung. Studien zum Totengedenken der Billunger und Ottonen*, (Münstersche Mittelalter-Schriften, 47), München 1984, S.426 (G 177).
- (69) 次の批判を参照。Karpf, *Herrscherlegitimation und Reichsbegriff*, S.47 Anm.4. Metz, Adalbert von Magdeburg und die Nekrologe, S.67-69. Frase, *Friede und Königserschaft*, S.16. その後、フランクテンのバーエンブルク家に求める仮説も提起されたが (Frim, *Die Herkunft Adalberts*)、人名学的方法による 依拠については、研究者の同意を得てはならない。Kölzer, Adalbert von St. Maximin, S.7.
- (70) Theodor v. Sickel, Exkurse zu otonischen Diplomen, VI: Der Notar Lindolf A und der Continuator Regimonis, in: *Mitteilungen des Instituts für Österreichische Geschichtsforschung, Ergänzungsband 1* (1885), S.361f. Harry Bresslau, *Zum Continuator Regimonis*, in: *NA 25* (1900), S.664-671. Edmund E. Stengel, *Die Immunität in Deutschland bis zum Ende des 11. Jahrhunderts. Forschungen zur Diplomatik und Verfassungsgeschichte*, Teil 1, Innsbruck 1910, ND. Aalen 1964, S.164 Anm.2.
- (71) Huschner, *Transalpine Kommunikation*, Teil 2, S.658-685. Hoffmann, *Notare, Kanzler und Bischöfe* (注5), S.446-449.
- (72) 参照: ティートマル『年代記』第四卷二八章 (拙訳二二二—二二四頁)。拙著『紀元十年の皇帝』、六一頁。
- (73) 参照: Metz, Adalbert von Magdeburg und die Nekrologe, S.70f., S.80.
- (74) Lindolf A が起草した DOI 177, 179 は、九五六年三月初頭にフランクフルトで発給されているが、ほぼ同時にリウトブランドは、同地でレセムランドと出会った。
- (75) 参照: ティートマル『年代記』第二卷一〇—一七、二〇章。
- (76) *Concilia*, VI, 31. BZ²449f. 注24を参照。

- (77) 参照、ティートマル『年代記』第二卷二二章注2（拙訳八四頁）。
- (78) Claude, *Geschichte des Erzbistums Magdeburg*, Teil 1, S.114f.
- (79) Ebd., Teil 1, S.134.
- (80) Peter Christian Jacobsen, *Miracula s. Gorgonii. Studien und Texte zur Gorgonius-Verehrung im 10. Jahrhundert*, (MGH, Studien und Texte, 46), Hannover 2009, S.50-63, S.188（トキムス4）。
- (81) その生涯と著作については、やはりGerhard Schnitz, *Art. Regino von Prüm*, in: *Die deutsche Literatur des Mittelalters. Verfasserlexikon*, 2. Aufl., Bd.7, Berlin-New York 1989, Sp.1115-1122を参照。
- (82) これまで謎とされてきた院長就任以前のキャリアは、近年になじつ初めて解明された。Francesco Roberg, Neues zur Biographie des Regino von Prüm, in: *Rheinische Vierteljahrsblätter* 72 (2008), S.224-229.
- (83) 参照、森本芳樹『中世農民の世界——甦るプリウム修道院所領明細帳』（世界歴史選書）、岩波書店二〇〇三年、九八—一〇〇、一〇四頁。
- (84) Kurze, Praelatio, in: *Reginonis abbatis Prumiensis Chronicon*, S.V-XIII, S.XV 及び Schleiden, *Die Überlieferungsgeschichte der Chronik des Regino von Prüm*, S.162ff. かなり異なる系譜図が掲載されている。Horjovitz, *Frage, Friede und Königsheerschaft*, S.41の系譜図に従った。
- (85) *Die Reichschronik des Annalista Saxo*, ad a. 967, S.206. Klaus Naß, *Die Reichschronik des Annalista Saxo und die sächsische Geschichtsschreibung im 12. Jahrhundert*, (MGH Schriften, 41), Hannover 1996, S.264-266.
- (86) Prinz, Die Überarbeitung der Chronik Reginos.
- (87) Schleiden, *Die Überlieferungsgeschichte der Chronik des Regino von Prüm*, S.131.
- (88) Friedrich Kurze, Handschriftliche Überlieferung und Quellen der Chronik Reginos und seines Fortsetzers, in: NA 15 (1890), S.295-330, hier S.324-330. ただし、刊本の公刊後にヘルマン(Wilhelm Erben, *Zu der Fortsetzung des Regino von Prüm*, in: NA 16 (1891), S.613-622) その他によって加えられた批判を承けて自説を大きく変更し、利用史料として『ライヒェナウ編年誌』以外に、マインツで編纂・執筆された(失われた)『ペインツ編年誌』なるものの存在を推定した。Ders., *Die Jahrbücher von Reichenau und der Fortsetzer Reginos*, in: NA 24 (1899), S.425-456, hier S.445-451. しかし、ライヒェナウ修道院で成立した各種の編年誌の系譜関係については、今日まで激しい議論が続いている。参照、拙著『ドイツ——その起源と前史』、一六八—一七二頁。近年ではドルナが、九四二年の項以降について、「オットー一世の宮廷で継続執筆された王国編年誌」の利用を想定しているが、(Dorra, *Historia Ottonis*, S.145f. mit Ann.35)、『ペインツ編年誌』も含めその存在は確認されていない。
- (89) アーダルベルトの利用したのが、この写本であったか否かにしても既に議論がある。『クヴェトリンブルク編年誌』の

- 編者は、これを肯定する立場から、アーダルベルトがマクデブルク大司教就位に際して写本を作成させていた可能性を考量している。Martina Giese, Einleitung, in: *Die Annales Quellingburgenses*, hg. v. ders., (MGH *Scriptores rerum Germanicarum*, 77), Hannover 2004, S.41-380, hier S.197f.
- (90) Hauck, Adalbert von Magdeburg, S.285ff. Karpf, *Herrscherlegitimation und Reichsbegriff*, S.50ff. ただし、近年ユニッタは、『報復の書』と『続編』の証言の類似性に改めて着目し、共通の史料伝承の存在を推定している。特に、『報復の書』第二卷二〇章が描くコンラートの死の床の遺言に関しては、九一五年以降に成立した『皇帝スレングーリオ事績録』の王位禪譲の叙述をモデルに構築された可能性を考量している。Philippe Buc, Noch einmal 918-919. Of the ritualized Demise of Kings and of political Rituals in general, in: *Zeichen - Rituale - Werte*, hg. v. Gerd Althoff, (Symbolische Kommunikation und gesellschaftliche Wertesysteme, 3), Münster 2004, S.151-178.
- (91) Huschner, *Transalpine Kommunikation im Mittelalter*, Teil 2, S.596-600. Vaerst, *Laus inimicorum oder wie sag' ich's dem König ?*, S.67. Brakman, *Außenseiter und „Insider“*, S.129f.
- (92) Wilhelm Wattenbach, *Deutschlands Geschichtsquellen im Mittelalter bis zur Mitte des dreizehnten Jahrhunderts*, 7. Aufl., bearb. v. Ernst Dümmler, Bd.1, Stuttgart- Berlin 1904, S.410.
- (93) Lintzel, Erzbischof Adalbert von Magdeburg, S.18f., S.21 (下用句). 参照: Metz, Adalbert von Magdeburg und die Nekrologe, S.77-79.
- (94) Karpf, *Herrscherlegitimation und Reichsbegriff*, S.51 mit Anm.26. カルプフは、ヴァイセンブルクをフランケンに含めるが、ここではエルザスに加算した。
- (95) Hauck, Adalbert von Magdeburg, S.282ff.
- (96) Ebd., S.296f., S.328f., S.341.
- (97) Karpf, *Herrscherlegitimation und Reichsbegriff*, S.53-56. 参照: Naß, *Die Reichschronik des Annalista Saxo* (註89), S.262f.
- (98) 次の批判を参照: Karpf, *Herrscherlegitimation und Reichsbegriff*, S.28-35, S.53. Körntgen, *Königsherrschaft und Gottes Gnade*, S.54-61.
- (99) Frase, *Friede und Königsherrschaft*, bes. S.294ff. ヘルストはこれを支持。Vaerst, *Laus inimicorum oder wie sag' ich's dem König ?*, S.113-149, hier S.133ff., S.143f.
- (100) Zeller, Lindolffinger als fränkische Könige? 註1' ebd. S.142ff. 以下参照。
- (101) Fried, Heinrich I. 引用文は S.269.
- (102) かつこの通説的解釈の代表として、ワッパはメネーミンガーの論文のなを挙げてみる。Walter Schlesinger, Die Königserhebung Heinrichs I. zu Fritzar im Jahre 919, in: *Fritzlar im Mittelalter Festschrift zur 1250-Jahr-Feier*, hg. vom Magistrat der Stadt Fritzar, Fritzlar 1974, S.121-143, (ND. in: ders., *Ausgewählte Aufsätze 1965-1979*, hg. v. Hans Patze - Fred Schwind, (Vorträge und Forschungen, 34), Sigmaringen 1987, S.199-220).
- (103) Fried, Heinrich I., S.297f.

- (104) Martin Lintzel, Zur Designation und Wahl König Heinrichs I, in: *DA 6* (1943), S.379-400, ND. in: *Königswahl und Thronfolge in ottonisch-frühdeutscher Zeit*, hg. v. Eduard Hlawitschka, (Wege der Forschung, 178), Darmstadt 1971, S.46-70.
- (105) Fried, Heinrich I, S.269f. 以下、ebd. S.296-300に拠る。
- (106) 岡地稔「口承世界における歴史叙述の信憑性——ヴィドゥッキント『ザクセン朝史』・ハインリヒ二世国王選挙に関する』・フリートの所説をめぐって」『アカデミア』（文学・語学編）七五、二〇〇四年、一—三七頁。拙著『ドイツ史の始まり』、一〇八—一〇九、二一六—二一七頁。同、ヴィドゥッキント『ザクセン人の事績』、「解説」、二八四—二八六頁。同「大公ハインリヒと黄金の首飾り」。その他、均衡のとれた最新の研究史の整理として、Mathias Becher, Heinrich I. —— König einer Wendezeit?, in: *919 - Plötzlich König. Heinrich I. und Quedlinburg*, hg. v. Stephan Freund - Gabriele Köster, (Schriftenreihe des Zentrums für Mittelalterausstellungen Magdeburg, 5), Regensburg 2019, S.55-71のみを挙げておく。
- (107) 以下、拙著『ドイツ史の始まり』、特に第六章四節「ドイツ人」の出現——イタリア人による他称用法」を参照されたい。
- (108) 参照、拙著『ドイツ史の始まり』、一七九—一八一頁。
- (109) ビザンツ側のギリシア人が「フランク人」について語る他の用例も同義である。参照、一九、四〇、五三節。
- (110) 類例としては、第一巻五章、第二巻五、四二章を、地方名の列記語法としては、第二巻一五、一八、二四章を参照。アーダルベルトによる類例としては、『統編』九一九、九五二年の項の
- (111) 諸民族名の列記語法を参照。
リウトブランドの語法において「イタリア」は時に、ポー河流域の北イタリア地方のみを指す。参照、『報復の書』第二巻三七、三八章。大半は、カロリング朝期に樹立された「イタリア王国」を意味する。アペニン半島全体を指すのは、文学的表現の文脈に限られる。

- Kölzer, Theo, Adalbert von St. Maximin. Erzbischof von Magdeburg (968-981), in: *Rheinische Lebensbilder*, 17, Köln 1997, S.7-18.
- Lintzel, Martin, Erzbischof Adalbert von Magdeburg als Geschichtsschreiber, in: *Zur Geschichte und Kultur des Elb-Saale-Raumes. Festschrift für Walter Möllenberg*, hg. v. Otto Korn, Burg 1939, S.12-22, (ND. in: ders., *Ausgewählte Schriften*, Bd.2, Berlin (O) 1961, S.399-406).
- Metz, Wolfgang, Adalbert von Magdeburg und die Nekrologe, in: *Archiv für Diplomatik* 30 (1984), S.66-87.
- Prinz, Otto, Die Überarbeitung der Chronik Reginos aus sprachlicher Sicht, in: *Literatur und Sprache im europäischen Mittelalter. Festschrift für Karl Langosch zum 70. Geburtstag*, hg. v. Alf Önnersfors - Johannes Rathofer - Fritz Wagner, Darmstadt 1973, S.122-141.
- Schleidgen, Wolf-Rüdiger, *Die Überlieferungsgeschichte der Chronik des Regino von Prüm*, (Quellen und Abhandlungen zur mittelhochdeutschen Kirchengeschichte, 31), Mainz 1977.
- Zeller, Bernhard, Liudolfinger als fränkische Könige ? Überlegungen zur sogenannten Continuatio Reginonis, in: *Texts and Identities in the Early Middle Ages*, hg. v. Richard Corradini - Rob Meen - Christina Pössel et al., (Forschungen zur Geschichte des Mittelalters, 12 = Denkschriften d. Österr. Akad. d. Wiss., phil.-hist. Kl., 344), Wien 2006, S.137-151.
- Karpf, Vaerst → リウトブランド研究

- Lintzel, Martin, *Studien über Liudprand von Cremona*, (Historische Studien, 233), Berlin 1933, (ND. in: ders., *Ausgewählte Schriften*, Bd.2, Berlin (O) 1961, S.351-398).
- Meyer, Gustav, Ein neues Bruchstück zu Liudprand von Cremona, in: *Festschrift Karl Schwarber. Beiträge zur Schweizerischen Bibliotheks-, Buch- und Gelehrten-geschichte. Zum 60. Geburtstag am 22. November 1949 dargebracht*, Basel 1949, S.163-175.
- Ottenthal, Emil v., Das Memoirenhafte in Geschichtsquellen des früheren Mittelalters, in: *Almanach der Kaiserlichen Akademie der Wissenschaften in Wien* 25 (1905), S.347-373.
- Schreiner, Peter, Zur griechischen Schrift im hochmittelalterlichen Westen. Der Kreis um Liudprand von Cremona, *Römische Historische Mitteilungen*, 45, 2003, S.305-317.
- Staubach, Nikolaus, Historia oder Satira? Zur literarischen Stellung der Antapodosis Liudprands von Cremona, in: *Lateinische Kultur im X. Jahrhundert. Akten des I. Internationalen Mittellateinerkongresses. Heidelberg. 12-15. IX. 1988*, hg. v. Walter Berschin, (Mittellateinisches Jahrbuch 24/25 (1989/1990)), Stuttgart 1991, S.461-487.
- Graecae Gloriam. Die Rezeption des Griechischen als Element spätkarolingisch-frühottonischer Hofkultur, in: *Kaiserin Theophanu. Begegnung des Ostens und Westens um die Wende des ersten Jahrtausends. Gedenkschrift des Kölner Schnütgen-Museums zum 1000. Todesjahr der Kaiserin*, hg. v. Anton v. Euw - Peter Schreiner, Bd.1, Köln 1991, S.343-367.
- Sutherland, Jon N., *Liudprand of Cremona, Bishop, Diplomat, Historian. Studies of the Man and His Age*, (Biblioteca degli Studi medievali, 14), Spoleto 1988.
- Tischler, Matthias M., Handschriftenfunde zu den Werken Liutprands von Cremona in bayerischen und österreichischen Bibliotheken, in: *Zeitschrift für bayerische Landesgeschichte* 64 (2001), S.59-82.
- Vaerst, Katharina, *Laus inimicorum oder wie sag' ich's dem König? Erzählstrukturen der ottonischen Historiographie und ihr Kommunikationspotential*, (Wissenschaftliche Schriften der WWU Münster, Reihe X, 3), Münster 2010.
- 上原専祿「クレモナ司教リウトブランドの『報復の書』——十世紀の一歴史叙述における動機と志向」、『上原専祿著作集』第17巻「クレタの壺」、評論社 1993年、81-106頁（初出『一橋論叢』26・5、1951年）。

<アーダルベルト研究>

- Frase, Michael, *Friede und Königsherrschaft. Quellenkritik und Interpretation der Continuatio Reginonis*, (Studia Irenica, 35), Frankfurt a. M. 1990.
- Frin, Herjo, Die Herkunft Adalberts, des ersten Erzbischofs von Magdeburg, in: *Jahrbuch für fränkische Landesforschung* 54 (1994), S.339-345.
- Hauck, Karl, Erzbischof Adalbert von Magdeburg als Geschichtsschreiber, in: *Festschrift für Walter Schlesinger*, hg. v. Helmut Beumann, Bd.2, (Mitteldeutsche Forschungen, 74/2), Köln-Wien 1974, S.276-353.

- Zur handschriftlichen Überlieferung Liudprands von Cremona, in: *NA* 36 (1911), S.209-211.
- Berschin, Walter, *Griechisch-lateinisches Mittelalter. Von Hieronymus zu Nikolaus von Kues*, Bern - München 1980.
- Das Griechische in den Werken Liudprands von Cremona († 972). Auf dem Weg zu einer überlieferungsgerechten Edition, in: ders., *Mittellateinische Studien*, III, Heidelberg 2017, S.235-243.
- Brakhman, Anastasia, *Außenseiter und „Insider“. Kommunikation und Historiographie im Umfeld des ottonischen Herrscherhofes*, (Historische Studien, 509), Husum 2016.
- Buc, Philippe, Italian Hussies and German Matrons. Liutprand of Cremona on dynastic Legitimacy, in: *Frühmittelalterliche Studien* 29 (1995), S.207-225.
- Dorna, Maciej, War die Historia Ottonis Liudprands von Cremona die Quelle der Continuatio Reginonis ?, in: *DA* 65 (2009), S.137-147.
- Grabowski, Antoni, From Castration to Misogyny. Meaning of Liudprand of Cremona's Humour, in: *Acta Poloniae Historica* 112 (2015), pp.243-268.
- Author's Annotations. Liudprand of Cremona and his Use of Greek in the Clm 6388, in: *Viator* 48-2 (2017), pp.71-91.
- Hoffmann, Hartmut, Autographa des früheren Mittelalters, in: *DA* 57 (2001), S.1-62.
- Hunger, Herbert, Liudprand von Cremona und die byzantinische Trivalliteratur, in: *Byzanz und das Abendland im 10. und 11. Jahrhundert*, hg. v. Evangelos Konstantinou, Köln-Weimar-Wien 1997, S.197-206.
- Jessen, Hans, *Die Wirkungen der augustinischen Geschichtsphilosophie auf die Weltanschauung und Geschichtsschreibung Liudprands von Cremona*, Diss. Greifswald 1921.
- Karpf, Ernst, *Herrscherlegitimation und Reichsbegriff in der ottonischen Geschichtsschreibung des 10. Jahrhunderts*, (Historische Forschungen, 19), Stuttgart 1985.
- Koder, Johannes, Liutprand von Cremona und die griechische Sprache, in: ders. - Thomas Weber, *Liutprand von Cremona in Konstantinopel. Untersuchungen zum griechischen Sprachschatz und zu realienkundlichen Aussagen in seinen Werken*, (Byzantina Vindobonensia, 13), Wien 1980, S.9-70.
- Köhler, Friedrich, Beiträge zur Textkritik Liudprands von Cremona, in: *NA* 8 (1883), S.47-89.
- Körntgen, Ludger, *Königsherrschaft und Gottes Gnade. Zu Kontext und Funktion sakraler Vorstellungen in Historiographie und Bildzeugnissen der ottonisch-frühsalischen Zeit*, (Orbis mediaevalis, 2), Berlin 2001.
- Leyser, Karl J., Ends and Means in Liudprand of Cremona, in: *Byzantium and the West: c. 850 - c. 1200. Proceedings of the XVIII Spring Symposium of Byzantine Studies, Oxford 30. March - 1. April 1984*, ed. by James D. Howard-Johnston, Amsterdam 1988, pp.119-143, reprinted in: idem, *Communications and Power in the Middle Ages*, Vol.1: The Carolingian and Ottonian Centuries, ed. by Timothy Reuter, London 1994, pp.125-142.

- Zielinski, Teil 3: Das Regnum Italiae vom Regierungsantritt Hugos von Vienne bis zur Kaiserkrönung Ottos des Grossen (926-962), Wien-Weimar-Köln 2006. (= BZi).
- Böhmer, *Regesta Imperii*, II: Sächsisches Haus,
– Abt.1: Die Regesten des Kaiserreichs unter den Heinrich I. und Otto I. 919-973, neubearb. v. Emil v. Ottenthal, Innsbruck 1893, ND. Hildesheim 1967. (= BO).
- Abt.5: Papstregesten 911-1024, bearb. v. Harald Zimmermann, 2.Aufl., Wien-Köln-Weimar 1998. (= BZ²).
- Claude, Dietrich, *Geschichte des Erzbistums Magdeburg bis in das 12. Jahrhundert*, 2 Teile, (Mitteldeutsche Forschungen, 67), Köln-Wien 1972/75.
- Fried, Johannes, Die Königserhebung Heinrichs I., Erinnerung, Mündlichkeit und Traditionsbildung im 10. Jahrhundert, in: *Mittelalterforschung nach der Wende 1989*, hg. v. Michael Borgolte, (Historische Zeitschrift, Beiheft 20), München 1995, S.267-318.
- Huschner, Wolfgang, *Transalpine Kommunikation im Mittelalter. Diplomatische, kulturelle und politische Wechselwirkungen zwischen Italien und dem nordalpinen Reich (9.-11. Jahrhundert)*, 3 Teile, (MGH, Schriften, 52), Hannover 2003.
- Pauler, Roland, *Das Regnum Italiae in ottonischer Zeit. Markgrafen, Grafen und Bischöfe als politische Kräfte*, (Bibliothek des Deutschen Historischen Instituts in Rom, 54), Tübingen 1982.
- Schwartz, Gerhard, *Die Besetzung der Bistümer Reichsitaliens unter den sächsischen und salischen Kaisern. Mit den Listen der Bischöfe 951-1122*, Leipzig 1913, ND. Spoleto 1993.
- 大月康弘「ビザンツ帝国とイタリア」、松本宣郎編『イタリア史』(世界歴史大系)、1、山川出版社 2021年、341-356頁。
- 城戸照子「カロリング期と「独立」王国期のイタリア」、同上、328-341頁。
- 三佐川亮宏『ドイツ史の始まり——中世ローマ帝国とドイツ人のエトノス生成』創文社 2013年。
——『ドイツ——その起源と前史』創文社 2016年。
——『紀元千年の皇帝——オットー三世とその時代』(刀水歴史全書、95)、刀水書房 2018年。
——「大公ハインリヒと黄金の首飾り——ヴィドゥキント『ザクセン人の事績』第1巻22章を読む」、近刊。
- 山田欣吾「ザクセン朝下の“王国”と“帝国”」、成瀬治他編『ドイツ史』(世界歴史大系)、1、山川出版社 1997年、111-152頁。

<リウトブランド研究> (『コンスタンティノーブル使節記』関連は邦訳215-230頁を参照)

- Arnaldi, Girolamo, Liutprando e la storiografia contemporanea nell'Italia centro-settentrionale, in: *La storiografia altomedievale*, 2, (Settimane di studio del Centro italiano di studi sull'alto medioevo, 17), Spoleto 1970, pp.497-519.
- Becker, Josef, *Textgeschichte Liudprands von Cremona*, (Quellen und Untersuchungen zur lateinischen Philologie des Mittelalters, III, 2), München 1908.

Cavallero, Pablo A., *La Antapódosis o Retribución de Liutprando de Cremona*, (Nueva Roma, 27), Madrid 2007.

Bougard, François, Liudprand de Crémone, *Œuvres*, (Sources d'histoire médiévale, 41), Paris 2015, pp.77-335, pp.430-518.

Chiesa, Paolo, *Liutprando di Cremona, Antapodosis*, con una introduzione di Girolamo Arnaldi, (Scrittori greci e latini), Milano 2015.

・ヴァイセンブルクのアーダルベルト『レーギノ年代記続編』

Bauer, Albert - Rau, Reinhold (Hg.), *Quellen zur Geschichte der sächsischen Kaiserzeit*, S.190-231.

MacLean, Simon, *History and Politics in Late Carolingian and Ottonian Europe. The Chronicle of Regino of Prüm and Adalbert of Magdeburg*, (Manchester Medieval Sources Series), Manchester-New York 2009, pp.232-272.

【主要関連史料】

Die Geschichte vom Leben des Johannes, Abt des Klosters Gorze, hg. v. Peter Christian Jacobsen, (MGH Scriptores rerum Germanicarum, 81), Wiesbaden 2016.

Die Konzilien Deutschlands und Reichsitaliens 916-1001, 2 Teile : 916-1001, hg. v. Ernst-Dieter Hehl, (MGH Concilia, VI), Hannover 1987/2007. (Concilia, VI).

Liudprand, *Historia Ottonis*, in: *Die Werke Liudprands von Cremona*, S.159-175; in: *Liudprandi Cremonensis opera omnia*, pp.167-183.

— *Homelia* , in: Bernhard Bischoff, Eine Osterpredigt Liudprands von Cremona (um 960), in: ders., *Anecdota novissima. Texte des vierten bis sechzehnten Jahrhunderts*, (Quellen und Untersuchungen zur lateinischen Philologie des Mittelalters, 7), Stuttgart 1984, S.20-34, hier S.24-34; in: *Liudprandi Cremonensis opera omnia*, pp.151-165.

Ratherii Veronensis Praeloqviorm libri VI, Phrenesis, Dialogvs confessionalis, Exhortatio et preces, Pavca de vita Sancti Donatiani, Fragmenta nuper reperta, Glossae, edidit Petrus L.D. Reid et al., (Corpus Christianorum, Continuatio Mediaevalis, 46A), Turnhout 1984.

コルヴァイのヴィドゥキント、三佐川亮宏訳『ザクセン人の事績』知泉書館 2017年。

メールゼブルクのティートマル、三佐川亮宏訳『オットー朝年代記』知泉書館 2021年。

テレンティウス、谷栄一郎訳『宦官』、『ローマ喜劇集』5、(西洋古典叢書)、京都大学学術出版会 2002年、所収。

ポエティウス、渡辺義雄訳『哲学の慰め』(筑摩叢書、139)、筑摩書房 1969年。

リウトブランド、大月康弘訳『コンスタンティノーブル使節記』知泉書館 2019年。

【主要参考文献】

<政治・教会史全般>

Böhmer, *Regesta Imperii*, I.: Karolinger,

— Bd.3: Die Regesten des Regnum Italiae und der burgundischen Regna, bearb. v. Herbert

Erbischof von Magdeburg (968-981) erhoben. Während der Abtzeit (966-968) in Elsass verfasste er eine von 907 bis 967 reichende Fortsetzung der Chronik Reginos von Prüm († 915) in der traditionellen Stil der karolingischen Annalen.

In diesem kurzen Forschungsresumé habe ich vor allem folgenden fünf Problemerkreise zur Erläuterung gestellt: I. Leben des Autors, II. Entstehungsprozesse und Überlieferungsgeschichte des Werkes, III. Hauptquellen der Geschichtsdarstellung, IV. Struktur und Themen des Werkes, V. aktuelle Probleme der Forschungen um die beiden Werke als Geschichtsquellen.

参考文献

略表記：MGH：Monumenta Germaniae Historica. <<http://www.dmgh.de/>>

NA：Neues Archiv der Gesellschaft für ältere deutsche Geschichtskunde

DA：Deutsches Archiv für Erforschung des Mittelalters

【ファクシミリ版】

Liutprando di Cremona e il codice di Frisinga, Clm 6388, cura et studio Paolo Chiesa, (Corpus Christianorum. Autographa Medii Aevi,1), Turnhout 1994.

【校訂本】

・クレモナのリウトブランド『報復の書』

Antapodosis, in: *Die Werke Liudprands von Cremona*, hg. v. Josef Becker, (MGH Scriptorum rerum Germanicarum, [41]), Hannover-Leipzig 1915, S.1-158.

Antapodosis, in: *Liudprandi Cremonensis opera omnia*, cura et studio Paolo Chiesa, (Corpus Christianorum, Continuatio Mediaevalis, 156), Turnhout 1998, pp.1-150.

・ヴァイセンブルクのアーダルベルト『レーギノ年代記続編』

Continuatio Reginonis, in: *Reginonis abbatis Prumiensis Chronicon cum continuatione Treverensi*, hg. v. Friedrich Kurze, (MGH Scriptorum rerum Germanicarum, [50]), Hannover 1890, S.154-179.

【翻訳書】

・クレモナのリウトブランド『報復の書』

Bauer, Albert - Rau, Reinhold (Hg.), *Quellen zur Geschichte der sächsischen Kaiserzeit*, (Ausgewählte Quellen zur deutschen Geschichte des Mittelalters, 8), Darmstadt 1971, 5 Aufl., mit einem Nachtrag v. Beate Freudenberg, 2002, S.244-495.

Ariatta, Pierangelo, *Liutprando di Cremona, Italia e Bisanzio alle soglie dell'anno mille*, a cura di Massimo Oldoni, Novara 1987, pp.39-197.

Squatriti, Paolo, *The complete Works of Liudbrand of Cremona*, translated with an Introduction and Notes, (Medieval Texts in Translation), Washington, D.C. 2007, pp.41-202.

Abstract

Bishop Liudprand of Cremona († ca. 972), *Antapodosis* and Abbot Adalbert of Weissenburg († 981), *Continuation of Regino's Chronicle*

—— Their Life and Works ——

MISAGAWA Akihiro

Der Verfasser dieser Zeilen hat bisher zwei Werke aus den vier wichtigsten Geschichtsdarstellungen der Ottonenzeit (919 - 1024) vom Lateinischen ins Japanische übersetzt und als Bücher veröffentlicht: Widukind von Korvei, *Rerum Gestarum Saxonicarum Libri Tres* („Sachsengeschichte“) und Bischof Thietmar Merseburg, *Chronicon* („Chronik“) im Jahre 2017 bzw. 2021. Als Abschluss sollte es 2023 noch die weitere zwei Werke in einem Band folgen: Bischof Liudprand von Cremona, *Antapodosis* („Buch der Vergeltung“) und Abt Adalbert von Weissenburg, *Continuatio Reginonis abbatis Prumiensis Chronicon* („Fortsetzung der Chronik Reginos von Prüm“). Als einen Vorabdruck aus dem geplanten Buches lege ich hiermit eine kurze Einleitung für die beiden Verfasser und Ihre Werke. Die beiden Werke zählen, nebst Widukinds Sachsengeschichte, zu den Hauptwerken der Historiographie aus der Zeit des Kaiser Ottos des Grossen (936 / 962 - 973).

Diakon Liudprand aus Pavia, geboren ca. 920, gest. ca. 972, stand eigentlich im Dienst für Markgraf Berengar von Ivrea, übernahm 949 eine Gesandtschaftsreise nach Konstantinopel, fiel aber aus unbekanntem Gründen in dessen Ungnade. Am Hof des ostfränkischen König Ottos I. schrieb er zwischen 958 und 962, bevor er von ihm im Jahre 961 / 962 Bischof von Cremona in Lombardei erhoben wurde, aus dem persönlichen Motiv der Rache an Berengar *Antapodosis* („Buch der Vergeltung“), das aber darüber hinaus ein umfassend konzipiertes Geschichtspanorama für die italienischen, byzantinischen und ostfränkischen Ereignisse ab ca. 880 bis seine Gesandtschaftsreise 949 darstellt. Sein Hauptwerk gilt als eine einzigartige ‘satirische Zeitgeschichtsschreibung’ (N. Staubach), die aber in der Tradition der Trostliteratur von ‘*Consolatio*’ von Boethius († 524) sowie zeitkritischen Werken von Rather von Verona († 974) steht.

Adalbert, aus Lothringen (?) stammend, war seit 953 als Notar in der königlichen Kanzlei Ottos I. nachweisbar, trat aber danach in das Gorzer Reformrichtung gehörende Kloster St. Maximin bei Trier ein. 961 wurde er vom Mainzer Erzbischof Wilhelm zum Missionsbischof von Russen geweiht. Trotz seines Misserfolges in Kiev wurde er vom König Otto I., dessen Söhnen Wilhelm und König Otto II. noch weiter befördert, 966 zum Abt von Weissenburg, dann zum ersten